

平成18年第3回
美唄市議会定例会会議録
平成18年9月20日（水曜日）
午前10時20分 開議

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 一般質問
第3 緊急質問

◎出席議員（20名）

議 長	長 岡 正 勝 君
副議長	吉 田 栄 君
1 番	吉 岡 文 子 君
2 番	広 島 雄 偉 君
3 番	五十嵐 聡 君
4 番	白 木 優 志 君
5 番	小 関 勝 教 君
7 番	土 井 敏 興 君
8 番	谷 内 八重子 君
9 番	長谷川 吉 春 君
10 番	米 田 良 克 君
11 番	古 関 充 康 君
12 番	矢 部 正 義 君
13 番	谷 村 孝 一 君
15 番	内馬場 克 康 君
16 番	本 郷 幸 治 君
18 番	紫 藤 政 則 君
19 番	荘 司 光 雄 君
20 番	林 国 夫 君
21 番	中 西 勇 夫 君

◎出席説明員

市 長 桜 井 道 夫 君

助 役	佐 藤 昭 雄 君
総 務 部 長	板 東 知 文 君
市 民 部 長	吉 田 讓 君
保健福祉部長兼福祉事務所長	安 田 昌 彰 君
農 政 部 長	酒 巻 進 君
都市整備部長	加 藤 誠 君
市立美唄病院事務局長	三 谷 純 一 君
消 防 長	佐 藤 賢 治 君
総務部総務課長	市 川 厚 記 君
総務部総務課総務係長	村 上 孝 徳 君

教育委員会委員長	阿 部 稔 君
教育委員会教育長	村 上 忠 雄 君
教育委員会教育部長	天 野 修 二 君

選挙管理委員会委員長	熊 野 宗 男 君
選挙管理委員会事務局長	大 道 良 裕 君

農業委員会会長	佐 藤 博 道 君
農業委員会事務局長	秋 場 勝 義 君

監 査 委 員	川 村 英 昭 君
監査事務局長	嵯 峨 和 樹 君

◎事務局職員出席者

事 務 局 長	谷 津 敬 一 君
次 長	和 田 友 子 君
総 務 係 長	濱 砂 邦 昭 君

午前10時20分 開議

●議長長岡正勝君 これより本日の会議を開きます。

●議長長岡正勝君 日程の第1、会議録署名

議員を指名いたします。

8 番 谷内八重子議員

9 番 長谷川吉春議員

を指名いたします。

●議長長岡正勝君 この場合、市長から特に発言を求められていますので、これを許します。

市長。

●市長桜井道夫君（登壇） ただいま議長から発言のお許しをいただき、ありがとうございます。

昨日 18 時 45 分に、商工交流部長藤井雄一が競売入札妨害の容疑で逮捕されました。

さらに、20 時 17 分には、北海道警察による市役所の強制捜査が行われたところでございます。

市民の皆さまには、市政全体に不信を募らせる事態となったことに対しまして、深くお詫び申し上げます。

この度の不祥事は、誠に遺憾なことであると厳粛に受け止めております。

今後、捜査の状況を踏まえ、厳正に対処してまいりたいと考えております。

●議長長岡正勝君 これより、市長がマスコミに対し、共同記者会見を行うため、暫時休憩いたします。

午前 10 時 21 分 休憩

午後 1 時 43 分 開議

●議長長岡正勝君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより日程の第 2、一般質問に入ります。

昨日に引き続き、紫藤議員の 2 回目の一般質問に対する、理事者答弁から入りますが、先ほど荘司議員から、緊急質問の通告がありましたので、一般質問が終了した後、追加日程をお諮りすることをご承知申し上げます。

それでは、理事者答弁をお願いします。

市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 一般質問の間に時間をいただき、申し訳ございませんでした。

昨日の紫藤議員の質問にお答えいたします。

初めに、美唄労災病院との統合についてですが、労働者健康福祉機構とはこれまで、主に脊損医療の継承や、経営形態、職員の雇用の問題について協議を進めております。

現段階での見通しにつきましては、いまの段階で申し上げることはできませんが、引き続き実現に向けて強く要請してまいります。

なお、美唄労災病院長や労働者健康福祉機構に対し、統合への理解とあわせ、医師の確保についての協力要請を行っております。

また、新しい病院の経営形態については、市が設置をし、運営することを前提に協議を進めており、美唄労災病院の建物等については、新しい病院が引き続き活用することとし、労働者健康福祉機構に対し、譲渡の申し入れを行っており、譲渡に当たっては、特段の配慮をお願いしているところでございます。

また、職員については、新しい病院の経営規模に見合った雇用を考えております。

いずれにいたしましても、本市における緊急を要する最重要課題でありますので、統合の実現に向けて、最大限の努力をしてまいりたいと考えております。

次に、市立病院の指定病院継続に向けた要

請行動についてであります、昨年同様、私みずから総務省の担当室長や、道副知事にお会いし、現在市議会をはじめ、地域の要望を受けて進めている地域医療確保のための取り組み内容と、その実現のためには、市立病院の経営の維持は、地域医療を守るための不可欠な要件であるなどの実状を十分説明し、指定継続について、最大限の要請を行ってまいりたいと考えております。

次に、私の公約についてであります、「食の駅」につきましては、現在具体的内容について検討中ではありますが、今後運営形態を含め、「食の駅」の構想をまとめた後、市民を主体とした検討組織を設置するなど、「食の駅」についての意見を頂くこととしており、この意見を踏まえ、さらに具体化したものをつくり、その内容を可能な限り、早期に明らかにしてまいりたいと考えております。

ブックスタート事業につきましては、今後の目標値の設定を含め、教育委員会と十分協議をしてまいりたいと考えております。

次に、美唄市国民保護協議会のメンバーなどについてであります、私が務める会長のほか、国民保護法の規定を基に、指定地方行政機関3名、自衛隊1名、道職員6名、指定地方公共機関7名、市職員10名の計27名を委員として任命しているところでございます。

協議会委員の選定に当たりましては、美唄市防災会議委員メンバーを基本とすることが望ましいと判断したところであります。

協議会の会議の公開につきましては、美唄市情報公開条例に基づき、公開することとしております。

また、市民意見の反映につきましては、パ

ブリックコメントの募集を行うこととしております。

次に、議会への中間報告については、現在のところ予定をしてございませんが、パブリックコメントを開始する前に、素案を配布してまいりたいと考えております。

●議長長岡正勝君 18番紫藤政則議員。

●18番紫藤政則議員 昨日、私の再質問がお昼休みの時間に入りまして、12時ちょっと過ぎで、そしてほぼ1日経過をしてご答弁をいただいたわけであります。

少しくテンションが下がった状況でありますけれども、やはり先ほど議長が、今後の議事の進行についてのお考えが出されたわけでありまして、やはり本会議開会中に起きた、まさに予測できない事態、こういうことに対して、議会としてもそのことを最優先の課題にしていこうということで、この私どもの通告をしております、一般質問が終了した後、その場がもたれるということで、最初は何とかこの公約だとか、これらで引っ掛けてこの議論をと思いましたが、そういう場が設けられるということで、その分については今回起きた事態についての、やはり議会としてこれからどのような責めをしていくべきか、ぜひ考えていきたいということを冒頭申し上げたいと思います。

そこで、先ほどご答弁ありました部分で、何点かお尋ねをしたいと思います。

1つは、労災病院の問題でありますが、いま余り詰めた話はできないと、こういうご答弁でした。

でも、お顔を見ていますと、ビジョンにある新しい総合病院について、労災病院の機構

であります、独立行政法人が、前向きな検討をしていると、そして、詰めた協議も行われていると、こう受け止めたんです。

この問題、やはり執行権者であります市長が、その執行権の責任で、これ交渉という言葉を使えば、いかに市民の利益にかなうのかという、そういう大きな目標を掲げておやりになっていることですから、それは市長の責任と権限の中で、ぜひ悔いのない、ひとつ詰を、お願いをしたいと思うんです。

一方、それは昨日申し上げましたけれども、この9月というのはいろいろ起きる月でありまして、市長が選挙に勝ったのは2年前の9月、昨年の9月はこの契約問題で大変大きな議会のその議論もあった。そしてこの9月。今度は不祥事が起きた、というその9月というのは大変、恐らくこれから記憶に残るであろう月になると思うんですが、その10月中に1つの方針、方向、市長がお示しになったさまざまなものに対して結論が出るということですよ。

結論が出た後、その後のご報告を受けるといことになるかと思うんです。

いま9月20日ですから、まさにこの議会の開会中、予定は10月6日でありますから、最終日というのは。ですから、1つの山場でしょう。

この議会中にも市長が、この最優先課題ですから、この問題で、この議会に対しての、例えば出席要請があっても出られない場合もあるかもしれない。こういったことでしょう。何にもまして最優先でやらなければならない問題。

それと、9月22日に、昨年です。この医療

問題の特別委員会、この議論があって、そして後押しをしたと、こういった経過もあるわけです。議会が総意で、市長頑張れというエールを送ったわけですよ。このまちづくりの根幹にかかわる問題だからということです。

ぜひひとつ、自信を持っていただきたいのとあわせて、大きく局面が変わるような状況、今後の本当の大詰めの議論の中で、率直にその状況を、私どもも共有できるような、そういう場の設定を市長としてやはり、能動的に議会に対して、受身じゃなくて、能動的にその場をつくっていく、私は必要があると思います。

すべて終わって、全部解決できる要素なんて1つもないんですから。

そういった、今後のご配慮をいただけないかと思うんです。

労災病院にいまお勤めの職員の問題もそうだし、それから医師の確保にしてもそうだし、労災病院が持ってきたその政策病院としての役割を維持していくためには、どんな力添えをこれからしてもらうのか。ましてやそれらが成就できない事態というふうになったときに、新たな判断もしなければならぬ。それらをすべて報告で済ます。こういうことには相成らんと思うんです。ここです。

事後報告で済まさないような、そういった執行権者としての構えを、この際ひとつ私ども足引っ張りしませんから、議会に対するその姿勢として、お持ちいただきたいということについて、お答えをいただきたいと思います。

それから、指定継続の問題、市立病院の。これは新しい総合病院というものと、切って

は切り離せない問題であります。

同じことを繰り返しませんけれども、本当に市長のご苦勞、大変だと思います。大変だと思いますけれども、寢食を忘れて、また言いますよ、寢食を忘れて、これは心で、知事に直訴して下さい。

美唄の衰退がかかっている。こういう重い責任を背負って、ひとつ直訴するように改めて、あらゆる関係者に、政治家もいるでしょう、活躍をされている美唄選出の道会議員もおいでになる。そしてかかる政治家も数多くいる。国に対して、そしてパイプを持っている人もいます。

総力で、この市立病院の指定継続になるように、ひとつ努力を、お願いをしたいと思うんです。

また同じことをお尋ねしていますから、決意をいただけるのであれば、よろしく願いをしたいと思うんです。

食の駅のごことは、いまのご答弁でいきますと、きちっと組み立てをしますというふうに私は受け止めました。

市長選挙のときに、公約を掲げた中身を見ますと、きのうも申し上げましたけれども、12号線に道の駅をつくって、そして向かい側に、いわば農産物の加工施設、そして1坪棟で構成する直売所・即売所をつくる。そしてそれを、国道をまたいで、双方が相乗効果になるように橋をつくって、記念写真も撮影できて、そして冬はキャンドルできれいにし、そこに人がとまっていたくような、そういう構想でしたから、これらを具現化できる・できないというものも含めて、やはり冷静になって、ひとつ新たな構想、具現化に向けた

構想、しかしこれもすでに初年度50万円、そして本年度100万円ということで、研究、調査が継続をしている状況です。

ですからこれは、市長がしっかりと、市長が掲げた公約が端を発した、こうした施策ですから、いま私にご答弁がありましたことを、関係するプロジェクトにかかわる職員、そして関係団体等、いわば仕切りなおしと、こういうこととして受け止めましたので、手順を間違えないように、ひとつお進めいただければというふうに思います。

公約の実行とか、施策の実行は、何が何でもやらなきゃならないというものではないんです。

市民の福祉の向上、地域の振興、これらのことを考えた場合に、引く勇氣も市長に求められています。

この辺も十分お考えでしょうが、ぜひ含んで、これから改めて、その構想の是非を含めて、ご検討をいただきたいと思います。

このことについては、ご答弁は結構です。

いろいろお話ししたいことございましたが、1日猶予の時間というのは、少しく、先ほども言いましたが、集中でき得ない時間でもございましたので、この辺で終わりたいと思います。

市長の明快な、そして心に響くご答弁を期待したいと思います。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 紫藤議員の質問にお答えします。

最初に、労災病院等の問題でございますけれども、これにつきましては、まず数点の基本的なもののみ向こうから提示されまして、

それに対する回答をしているというような部分で、3点ばかりが主なものでございまして、譲渡等の問題は、まだまだ先のことになるのかなと思っています。

とにかく、1本化するのかどうかという、その方向が示されるかどうかという、ただそれが、結論が出ますと、まさに最終的な局面であると、いまはそういう時期だと思っております。

そういう意味では、私どもそのさまざまな手法を駆使して、いま全力を挙げて取り組まなきゃいけないということで、先般もいろいろ関係等をお願いをしてまいりましたけれども、実はきょうの昼も厚生労働等と若干のやりとりをしております。

そういう意味では、私に取りまして、この最重要課題につきましては、本当に時間がいる、そういういま動くことに時間が必要なものですから、このあたりは、いま情報等を私ども共有させていただいて、少し活動の方に時間を割くような機会を与えていただければ、これは本当に幸いだと思っております。

なお、市立病院の第5次健全化。これにつきましては、健全化をした、赤字が解消した、その分の3分の1が補填されるというのは、特別法で補填されるという制度でございすけれども、これにつきまして私どもは、現状1億円の追加支援もした、にもかかわらず結果として不良債務がふえていると、このような状況に関しては、かなり厳しいものだと思っております。

そのため、いま労災病院との統合問題を、真剣に考えているんだと、これがいま結論が出るように聞いていると、このことを強く訴

えて、そういう方向でいま頑張っているんで、何とか継続を続けて欲しいと、こういう願いをしております。

今月末、道のヒヤリング、これには市の幹部が来てほしいというようなことで、市の考えも聞かせておいて欲しいというような、そういうヒヤリングも日程もありますので、それにつきまして、私が出るか、病院の局長にするか、そのあたりはちょっとまた、いろいろ検討しておりますけれども、私としてはぜひ、そういう最終的なヒヤリングに出向いて、いろんな努力をしたいというふうに考えておりますので、これにつきましても、時間をいただければ幸いだと思っております。

これはお願いばかりでございすけれども、いずれにしても現状、私ども共有した中で、いまこの最終局面を向かえている、この2つの問題について、本当に真剣に取り組んでもらいたい、このように考えているところでございます。

●議長長岡正勝君 次に移ります。

12 番矢部正義議員。

●12 番矢部正義議員（登壇） 平成18年度、第3回定例市議会に当たり、私は大綱2点について市長にお伺いをいたします。

ただいまも申し上げましたように、テンションが大変下がっておりますけれども、私の気持ちを改めまして、聞かさせてもらいたいと思います。

大綱の1点目は、農業の問題であります。

初めに、食と農の改革の変化についてであります。

食と農の距離の拡大は、食品産業の原材料調達を海外に依存するグローバル化が背景に

あり、このことが災いになっている。食生活は変化に伴い、弁当の惣菜などの昼食や外食の比重が増しております。

農政改革の実態については、消費者あつての生産者ですし、日本の農業あつての国民の健康と安全・安心の満足という、双方向性の観点を重視すべきであります。

生産分野では、国産性の強みを上げ、そのために地域ブランド化や付加価値化への転換が必要であります。

理由といたしましては、国産品は今後の農産物に、栽培履歴書や新たな残留農薬基準となる、ポジティブリスト制度が実施され、生産物の表示や産地として、食の安全・安心の生産物の提供などにより、輸入品と比べて安全性や品質、おいしさの面で高く評価されております。

消費者は約8割の方が割高でも国産品、地場産品を購入すると言われております。

地域ブランド化の事例として、在来種の改良と、独自の管理による減農薬で栽培した水稻や野菜など、地域産物を共通のブランドにしながら、紹介する方法を考え、いずれも生産意欲を喚起しながら、今後の農業に明るさを見出すことだと思います。

その第1は、構造改革についてであります。

地域の取り組みを十分に配慮して、鈍化傾向にある担い手の農地集積を考え、農業委員会や地域の農協などの関係者が一体となって、地域との話し合いと合意形成を図り、集団化に取り組むことではないでしょうか。

また、農業所得の増進を図るなど、5年前に比べて水稻農家25%が減収、野菜農家でも20%が減収しています。

このような実態を深刻に考えることではないでしょうか。

その第2は、国と地方の税財政改革、すなわち三位一体改革のあり方であります。

今年度は、農林関係予算は3兆円を切っていますし、また、自治体でも、農業分野の算出予算が削減され、このことも市民がよく知っておくべきではあります。

今後は、安い食料品を買い求め続けるのは、時代おくれであります。これからは、食と切り離せない農の時代で、しっかりと考えていくべきであります。

需給率の向上策として、地産地消の推進や、食生活の乱れを正す、食育も重要なことでもあります。

私は今年度、第1定の市議会で一般質問として食育を取り上げました。食の外部化、簡便化に沿った対応が大切で、生活様式の変化を先取りして、高品質・低価格の農産物を食品業界に提供することが重要な鍵であります。

美唄市は水稻農家が大変多く、休耕地を利用した畑作野菜がいろいろと出回っております。

そこで、何点か市長にお伺いをいたします。

1つは、美唄市独自の農業政策についてであります。2つは、農産物の直売所の考え方について。3つは、大規模長期食糧備蓄基地構想について、それぞれお答えをいただきたいと思います。

次に、環境型農業社会構築や、バイオマス資源の活用についてお伺いをいたします。

農村分野によると、07年度より導入される農地・水・環境保全向上対策の課題や、背景が取り込まれております。

高齢化や過疎化が進む中、農家を主体とした水利施設の管理が困難となり、集落機能が低下しております。

そのため、07年度より、農地・水・環境保全管理を行う地域の共同活動や、環境保全に向け営農活動を支援することが打ち出されております。

今年度は、試験的に地域に支援し、早急な制度として普及し、また、推進体制の整備が行われると聞いております。環境型農業社会の構築に向けた、地域に存在するバイオマス資源の利活用が注目されるようであります。この資源で対応できるバイオエタノールの原料を農業に活用し、生産にも利活用できるといわれております。今後、農地の耕作放棄地の解消にもなり、期待がされております。

美唄市の水田地帯の農道の草刈や、水路の泥上げ、また水路の補修など、保全活動するモデル事業の場所があると思いますが、この事業は新しい経営安定対策とあわせ、農政改革の車の両輪と言われております。

生産と経営は互い担い手を引き受け、農業資源は関係者全体で管理することであります。それぞれの役割分担で地域農業を元気にすることをめざしているわけであります。

そこで、07年度より実施されようとする地域が美唄市内にもあると思いますが、1つは品目横断的安定対策の対象面積はどうなっているのか。2つは米政策改革推進対策の現状はどうなっているのか。3つは、農地・水・環境保全向上対策の地域がどうなっているのか。それぞれ調査の実態をお知らせ下さい。

次に、美唄市農業支援センターについてお伺いをいたします。

美唄市の基幹産業である、農業の持続的発展の目的で、今年度美唄市農業支援センターの開設をしましたが、今後農業を取り巻く状況が厳しくなる中で、農業関係者から期待もされております。

このセンターは、市の作物振興や、担い手の育成や推進、農業経営の体質強化、農産物の産地化や差別化などを図るための指導活動を行うことと言われております。

今年度の事業計画では、緑肥導入などによる持続型農業生産基盤の確立を行うことが、重点的に表現されております。

美唄市は、稲作が中心ですが、休耕対策としての来年度より導入される、品目横断安定対策により、小麦や大豆の品質向上に向けた栽培技術の普及や、生産技術の向上と高品位平準化の推進などをめざすことではないでしょうか。

そこで市長にお伺いをいたします。

1つは、農業支援センターの役割について、どうなっているのか。

2つは、今年度秋小麦の被害状況と、被害による代替作物（大豆）の現状と生育についてお尋ねをいたします。

3つは、今年度の農作物の生育・収穫状況についてであります。3番目の質問については、同僚議員の質問の答弁で理解をいたしましたので、この部分については削除いたしますので、議長において取り計らいをお願いいたします。

次に、大綱2点目は経済問題についてであります。

まず、美唄市の観光産業と地域再生への事業創造についてお伺いをいたします。

観光産業は、21 世紀の地方産業の 1 つですが、条件によっては他市のような大変な結果になると思います。

国は地方に観光立国政策の推進を提唱していますが、各地で観光による地域の活性化策が検討され、アミューズメント施設の設立や、世界遺産への登録、また、昔の町並みの整備、ビジターセンターの設置など、各地で実施されることが考えられております。

観光産業は、本当に大きな経済効果を持つものですが、いろいろ分析すると波及効果はあるものの、大変難しい産業であります。

美唄市は、立地条件は大変よい位置を占めております。交通は札幌や旭川との距離、緑豊かな森林面積や稲作地帯、見所は宮島沼ラムサール条約の宝であります。

また、炭鉱跡地のメモリアル公園、アルテピアッツァ美唄、スポーツランドの立地、また、交流施設の温泉、登り窯、農産物直売所ぴばま〜となど、アミューズメント施設に観光客の誘致には適していると思います。

その中で、最も効果的なのは温泉施設ゆ〜りん館ではないでしょうか。

また同時に、地元のまちの活性化にも取り組み、地域再生への事業創業にも手がけることではないでしょうか。

事業創業とは、産学官金融が協力して、それぞれの持てる情報やノウハウを提供しながら、一定程度のリスクを負いあい、地域で新しい事業の芽を育てることで、具体的な手法として 3 つほど挙げられます。

1 つは美唄市の自治産業農業のベンチャー支援であります。2 つは、現代版家守制度の取り組みであります。3 つは、官から民への

移行に伴い、公民連携の手法であると思います。

観光産業と地域再生を考え、美唄市の将来を検討しながら取り組む必要があると思いますが、市長はどのように、将来について考えているのかお伺いをいたします。

そこで、第 1 は、市内にある宮島沼や温泉施設、またそれぞれの宝について、観光としてどう活用しようとしているのか。

2 つは、美唄市内の農産物を通して、施設を利用した体験観光について、どうなっているのか。

3 つは、美唄市の将来的観光として取り組んでいく考え方についてお伺いをします。

4 つは、今後の農業ベンチャー支援について。

5 つは、公民連携の手法による考え方について。

それぞれ 5 つの項目を、具体的な考え方についてお答えをいただきたいと思います。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 矢部議員の質問にお答えします。

初めに、農業問題について、美唄市独自の農業政策についてであります。品目横断的経営安定対策の対象とならない農家に対しては、各農協の振興作物であるアスパラ、トマト等の野菜や、ハスカップなどの作付誘導を図るため、その方策について農協などと検討してまいりたいと考えております。

次に、農産物直売所についてであります。生産者と消費者の顔の見える関係が築かれ、地産地消の拡大や都市住民との交流による農業の活性化、さらには農家所得の向上なども

期待される施設であると考えております。

市内には、「ぴばま〜と」をはじめとする、農産物直売所が各地域に開設されておりますが、国道の利用者を対象とした集合的な直売所も必要であると考えており、現在食の駅の整備を進めていく中で、直売所の設置についても検討しているところでございます。

次に、大規模長期食糧備蓄基地構想についてであります。現在大規模食料備蓄基地及びその関連研究施設等の本市立地に向けて、北海道大規模長期食糧備蓄基地構想協議会と連携し、国及び道などに対し要望・提言活動を行っております。

本市は、道内有数の稲作地帯であり、加えてアスパラ・タマネギ・軟白長ネギなど、雪利用貯蔵に適した農産物の確保も容易であることから、雪の冷熱資源を最大限有効活用し、本市の基幹産業である農業の振興や、農作物加工などの関連産業の育成につなげていくことが、地域活性化の大きな原動力になるものと考えております。

今後につきましても、施設立地に欠かせない、まとまった用地が提供できる空知団地や、交通の利便性を最大限アピールし、誘致実現に向けて粘り強く取り組みを行ってまいりたいと考えております。

次に、品目横断的経営安定対策の対象状況についてであります。8月末現在、経営規模要件の特例による6.4ヘクタール以上の農家数は555戸で、このうち対象農家は517戸となります。

また、経営面積が6.4ヘクタール未満の農家のうち、所得特例に該当すると見込まれるものは5戸あり、いまのところ合計で522戸

が対象農家になるものと考えております。

次に、米政策改革推進対策の状況についてであります。現在まで制度の見直しが行われ、産地づくり交付金のほかに、米価下落による稲作の収入減支援、及び転作作物や担い手育成等の支援に活用できる、稲作構造改革促進交付金などが新たに創設されたところであります。

また、米の需給調整については、平成19年度から農業者、農業者団体の主体的な需給調整システムに移行することとなり、農協等がこのシステムの中核となっており、農業者に対し生産目標数量を配分することとなっております。

次に、農地・水・環境保全向上対策についてであります。平成18年度モデル実験事業地区の状況につきましては、全道において15地区あり、施策の有効性・実効性の検証を行っております。

本市の活動組織設立の状況につきましては、現在のところ中村・茶志内・北美唄の3地域で設立されております。

また本市の全体面積につきましては、水田等合計で約8,990ヘクタールとなります。

共同活動への支援費は、合計で約2億9,000万円となり、市の負担は約7,300万円と試算しております。

次に、バイオマス資源の活用についてであります。食糧生産過程の副産物や規格外農産物等を利用してバイオ燃料を製造する実証試験が、全国6カ所で実施されており、道内では十勝地区において自動車燃料のバイオエタノールに、規格外小麦等を活用する実証試験を行っているとしております。

国ではこうした、利用可能な原料から製造するバイオ燃料の実用化に向けた、モデル実証事業を創設し、来年度の新規事業として検討していると称しておりますが、市としては、先進地域の情報等の収集に努めてまいりたいと考えております。

次に、美唄市農業支援センターについてありますが、作物の生産振興や担い手の育成を推進し、農業経営のより一層の体質強化と農産物の産地化、差別化を図り、本市農業を持続的に発展させていくために、関係機関・団体が連携・協力し、本年4月1日付で設立いたしました。

今日までの活動としましては、小麦・大豆の生産性の向上を図るため、生育調査を実施、その結果などを基に、営農情報を発信しているほか、現地研修会を開催し、現地指導等を行っております。

また、青年農業者を対象とした、「農業塾」での栽培技術の勉強会を開催したほか、女性農業者を対象としたセミナーや、地域リーダーを養成する講座なども企画しております。

次に、褐色雪腐病による被害状況についてありますが、秋まき小麦の廃耕面積は730ヘクタールで、このことで大豆の作付面積は当初より590ヘクタールふえ、1,460ヘクタールとなっております。

次に、環境産業と事業創造について、初めに宮島沼や温泉施設についてありますが、宮島沼にマガンが飛来する時期には、市内外から多くの方が観察にお越しいただいているところです。

来年には、「宮島沼水鳥・湿地センター」がオープンすることから、これを期にゆ〜りん

館やアルテピアッツァ美唄などとの組み合わせを含めたプランを積極的にPRし、さらに多くの方が美唄を訪れていただけるよう取り組んで参りたいと考えております。

次に、農業施設を利用した体験観光の考え方についてありますが、現在農業体験としてはハスカップ狩りや味噌づくりなど、一部の農家の方々が行っております。

また、修学旅行生の受け入れも1部行っているところではありますが、休憩施設やトイレの問題などで受入農家が少ない状況にあります。

農業体験は、自然や農業の大切さを理解していただくとともに、その家に交流が続くことによって、農産物の販売などにもつながっていくことも期待されますので、受け入れていただく農家の方の理解を深めていただくとともに、さらに多くの方が積極的に取り組んでいただけるよう、情報の提供などに努めてまいりたいと考えております。

次に、美唄市の将来的観光についてありますが、これからの観光は景勝地を見学し、温泉に宿泊するといった物見形の観光ではなく、旅行社の趣向に沿ったプランを用意することが必要であると考えております。

このため、本市の交流拠点施設をはじめ、宮島沼の観光資源のほか、食べ物の情報なども積極的に発信するとともに、レンタカーでの旅行がふえ、行動範囲が広がってきていることもあり、近隣市町村とも連携しながら、多くの観光メニューを用意していくことも重要であると考えております。

次に、農業へのベンチャー支援についてありますが、農産物の付加価値向上や、販路

の拡大、さらには農業経営の安定につなげるために、農業へのベンチャー支援が大切であると考えております。

このため市といたしましては、加工活動事例や、国・道の支援制度などの情報を提供する相談・支援体制の強化に努めてまいりたいと考えております。

次に、公民連携についてであります。これからの社会はあらゆる分野において、行政と市民、事業者がそれぞれのノウハウを生かしながら、共同してプランづくりから事業展開まで行っていかなければ、消費者などの多様なニーズに対応していくことはできないものと考えます。

このため、行政と民間の関係がより多様性を増し、これまでの規制や指導という関係ではなく、対等なパートナーとして「協同・連携」する関係が必要となってきますが、このための手法は固定化せず、課題や分野において「オーダーメイド」で仕組みを構築する柔軟性、機動性が必要になってくるものと考えていますので、事例に応じて最も連携したメリットが生かせるよう、十分検討してまいりたいと考えています。

●議長長岡正勝君 12 番矢部正義議員。

●12 番矢部正義議員 自席から何点か質問をさせていただきたいと思います。

初めに、美唄市の独自の農業政策についてでありますけれども、品目横断的経営安定対策については、国において対象品目に米・麦・大豆・てん菜・でん粉用原料ばれいしょと、うたっております。

理由といたしましては、市場で点在化している諸外国との生産条件の格差から生じる不

利を、補正するための措置と言われております。すなわち、格差の補助であると思います。

これは、国が定めた一律の品目であって、美唄市にはこの作物に適さない農地もあり、適地適作につながる作物を生産者に指導しながら、対応していかなければならないと思います。

従来、美唄市の農家の皆さん方は、皆さん方が取り巻く作物には、グリーンアスパラ・ハスカップ・グリーンボール・いんげん豆、あるいはタマネギや軟白長ネギなど、その他にもいろいろとあると思いますが、美唄独自の野菜があるはずで

これらの作物をもう 1 度洗い出し、吟味し、生産者に 1 個 1 個丁寧に指導しながら、働きかけ、増収につながるよう安定作物として積極的に取り組むことではないでしょうか。

担い手農家は、国の方針により、対応が得られますけれども、それに該当しない農家の方もいらっしゃるわけであり

国の政策によって奨励金や補助金をあてにすることなく、美唄市独自の農業政策を考えることだと私は思いますが、農業のあり方について市長はどう考えているのか、いま一度お伺いをいたします。

次に、農産物直売所の考え方についてであります。

美唄市には、農産物の直売所はいま現在ゆ〜りん館の横に店舗があります。ぴばま〜とということで、大変にぎわっているということ聞いております。

またその他にも、市内各地に個人的に開いている直売所もあります。

いずれも本格的なものではないと私は思っ

ております。農家のお母さんが、副業的に生産物を持ち寄って販売している状態ではないでしょうか。他の自治体は、直接助言しながら、大規模な経営が行われております。場所によっては1シーズンに何億円の売り上げがあると聞いております。消費者、お客さま直売所は新鮮で安全・安心、特に安いということを求めていると思います。

そこで、どうすれば消費者に喜ばれるのか。

まずは、品揃えのあり方だと思うんです。お客さんが求めている品物、対策は出荷者数の増加や1個当たりの栽培面積の拡大ではないでしょうか。

また、直売所間の連携、農家がみずから営むお店であることを認識すること。売る側が直接認識をしながら、直売所のあり方を考えていく。

2つ目は、品質向上対策。

出荷者の技量に任せることなく、栽培講習会の開催など、各戸の農家の栽培技術のレベル向上を上げることではないでしょうか。

そしてまた、直売所に持ち寄る参加者の増大、仲間をふやすことではないかと思うんです。

3つは、経営理念や運営の目的を明確にすることではないでしょうか。

メンバーがお互いに心にとどめ、誰かが何をつくり、技術の向上に努め、それを商品で表現することだと私は思います。

そのことから、市長はこの直売所についてどのような考えをお持ちなのか伺いをいたします。

次に、大規模長期食糧備蓄基地構想についてお尋ねをいたします。

ことしの水稻は、春先の天候が好天に恵まれ、その後6月、7月の前半は気温が低く、日照不足と、よくありませんでした。

しかし、7月、8月、9月の好天に恵まれ、生育が回復し、全国的に平年並みとなり、特に北海道や空知はやや良となり、豊作が今のところ見込まれます。

豊穰の秋を向えることにより、米余りが心配であります。

北海道米も見直され、販売環境がどうなるかわかりませんが、そのために備蓄のことを考える必要があると思います。

食料の将来を考えると、現在日本の人口は1億2,000万人で、世界的には10位ということとあります。しかし、少子高齢化により、将来人口は減少するとも言われております。

その反面、世界の人口は現在65億人と言われております。中国が13億人、インドが11億人、米国は3億人と他国はどんどん増加をしております。50年ころには、世界の人口は90億人になり、食糧不足は目に見えております。

現在は、日本の食糧は輸入を含め余っていますけれども、日本の国は海に囲まれていますし、もし世界に何かが起こったときには、輸入はストップいたします。直ちに食糧難になりますし、当然国は考えてはいますものの、いま食料のことを考え、北海道は食の基地として位置付けをしていかなければならないと思います。自給率にいたしましても、日本はいまだに40%をとどまっております。

先ほど申し上げましたが、自給率は、北海道は181%、秋田が159%、山形・青森・岩手と100%を越えております。100%を超えてい

るのは東北以北であります。

食糧備蓄基地としては、この北海道が適していると思います。

また、市長の公約でもあります、早期に国や道に認めてもらうことも必要ではないでしょうか。

ただいまの市長の答弁では、前向きな強い意欲があらわれていないように私は思います。これは、私だけが感じることでしょうか。

ある自治体、市町村は食糧備蓄基地構想には深い関心があり、真剣に取り組んでいると思います。同じ土俵の上に上がった以上は、ほかより1歩も2歩も抜きに出ることが必要ではあると思います。

具体的な内容、国や道にアピールすべきことではないかと思います。

また、後期基本計画の資料には、工業振興には出ていますものの、具体的な財源や予算の面が消尽されていると思いますけれども、この基本計画には載っておりません。

また、この部分については協議会で議論されていると思います。

ここに、いつできたのかわかりませんが、パンフレットがあります。このパンフレットを見ますと、大変いいことは書いてはあるんですけども、このことがいまの時代にあっているのかどうかわかりません。

この総額の予算が、227億円。これは相当大的な金額の予算だと思うんです。

これを、財源をどこから求めてくるのかも表示されておりませんし、今後この備蓄総貯蔵量、これも示されて入るものの、これがいまの時代にあっているのかどうかわかりません。

そのことを十分に踏まえた中で、今後積極的な備蓄基地構想をつくっていかねばならないと思いますが、いま1度市長の考えをお伺いしたいと思います。

次に、品目横断的経営安定対策と米政策改革推進対策については、来年07年度より、米も含めた品目横断的経営安定対策として導入されます。

これを踏まえて、現在16年から18年まで3年間の期限ではありますものの、あわせて産地づくり対策に、稲作所得基盤確保対策や担い手経営安定対策及び集荷円滑化対策など、品目横断的経営安定対策との整合性を図りながら、米政策改革大綱の見直しを行うということになっております。

また、産地づくり対策としては、稲作所得基盤確保対策や担い手経営安定対策及び集荷円滑化対策についての見直しをしながら、需給調整システムを図り、国や道から提出され、情報や市場のシグナルをもとに、みずから販売のための戦略に即して、生産を調整しながら実行をしていくシステムづくりをされると言われております。

要するに、みずから生産調整をすることで、お米の値段が安定するということだと思います。

この課題は、十分に理解はできませんものの、6月の定例会で同僚議員の質問に対する市長の答弁である程度理解いたしましたので、この部分については答弁はいりません。

次に、農地・水・環境保全向上対策についてお伺いをいたします。

農業生産をするためには、持続的発展と多分的機能の健全を図り、取り組みながら効率

的な農業構造の確立とあわせて、基盤となる農地・水・環境と品質向上を図るとともに、農業が本来有する自然循環機能を維持し、増加することであると思います。

このようなことから、農地、農業、水、対策の資源については、過疎化や高齢化などの進行に伴う集落機能の低下することで、適切な保全管理が困難になる現状や、ゆとりや安らぎの価値観の変化の視点も踏まえ、対応が必要だと思います。

そのために、地域ぐるみで効果の高い協同活動や農業者の皆さんが先進的に営農活動を総合的に支援することが、農地・水・環境保全向上対策であると言われております。

いま、この問題につきましては、それぞれ今年度モデル地区が設定されております。先ほど市長答弁のように、北海道で15の地域が選ばれて、そのモデル地区になっております。

この近辺では、空知が3カ所ございます。雨竜、深川、岩見沢。この岩見沢、隣のまちですから、よく関心を持っておりますし、私も多少農業をやっております。そのモデル地区に私のうちも含まれているわけであります。

岩見沢市の世帯数については、26世帯。このうち専業農家が22世帯。面積にいたしまして142ヘクタール。このように水稻が中心ではあるものの、こういうところを対象にモデル地区として、現在やっているところであります。

この2月から、この対策に取り組み、大変苦慮しながら取り組んだところでありますが、この農地・水・環境保全向上対策というのは、昔から農家の方々は水田つくるためには、あぜ刈をしたり、用水を掃除したり、泥上げを

したり、これは当たり前のことです。それを国がお金を出しながら、また道がお金を出し、地方がお金を出して取り進めることになっております。このことはいいんです。お金をいただける施策ですから。

しかし、これに伴った人たちが大変苦慮している。

実際に作業をすることは何も苦労はないんですけれども、この書類をつくることが大変苦労をしているんです。皆が集まって、そしてどうしたらいいのか。

担い手がこの対策に実施するのは、これは若い人ですから、すぐ対応できるんです。この中に高齢者や、あるいは、やはり理解できない人たちも含んでおりますから、大変な作業です。

まず第1に、あぜ草を刈るには、あぜの草が生えている写真を撮るんです。そして刈った後また写真を撮る。そういう作業が1つある。それから、用水の掃除についても、人が写ってきれいになっているところを撮って、きちっと保存をしておかなければ、この対策にならないという。

そんなことから、大変リーダーは苦労しながら、先月8月の中ごろ、空知支庁との話し合いもしながら、まず、中間報告として、またしたような状況であります。

美唄市も、農地によっては大変広い面積もあろうかと思いますが、そういった苦労を農家の方が本当に、実際に、この行政にその部分について報告があるのかどうかわかりませんが、そういった苦労があるということをまずわかっていただきたいと思います。

そこで、この対策に19年度より美唄市も産

地づくりの一環として取り組むわけでありま
すけれども、先ほどの答弁で美唄市の面積や
地域、また予算はある程度分かりましたが、
実際に参加する農家の戸数や面積はまだ未知
数だと思います。

そんなことで、予定の参加状況がわかれば
お知らせをいただきたいと思います。

次に、ちょっと私の中で質問の趣旨から外
れておりましたが、イントロの中で申し上げ
ておりました。

将来的バイオマス資源の活用についてであ
ります。

日本の将来の農業は、生産単位の考えから、
狭い土地で集約的な農業生産を行うことで環
境に優しい農業の概念で、いわゆる緑の革命
を考え、農業生産をふやすための科学的物質
の広範囲への集中的な使用や、水・環境の過
剰な使用を避け、自然環境に優しい農業に心
がけ、現在の作物生産高を有機物に維持する
ための、有機窒素の確保を考えなければ、将
来の農業は望めないと思います。

間違った見方をすれば、農家の皆さまは多
くの補助金を与えられ、農業システムが環境
問題とうまく折り合うことができない状況で、
補助金の助成がなければ、農業管理形態が確
立できない状況にあります。

次第に減らすことにより、農業生産者は、
経費の節減に努力することになると思います
し、また、人口的な農業システム、化学肥料
や農薬の投入を維持し続ける動機も減って
くると思います。

日本の政府は、このことを狙っているの
ではないかと私は思っております。そのために、
農業政策が目まぐるしく変わってくるのでは

ないかなと思います。

農業生産者は、いまからそのことを十分に
踏まえ、いままで依存してきた化石燃料から
脱却し、石油の消費を減らし、バイオに真剣
に取り組む必要があると思います。

バイオはDNAの組み換えにより、作物を
病害虫から守ったり、作物の変化が自由に変
えられる仕組みがありますが、人間の悪い被
害もあると思われます。課題は多いが、将来
の農業として研究する必要があると思います。

また、農業自治体においても、最近は規模
の拡大により、大型化になっております。現
在石油燃料は大半が輸入に頼っております。
エネルギーを新たな資源として考えていく必
要がありますし、農業機械はほとんどディー
ゼルエンジンを使用しております。

ディーゼルは軽油を使用していますが、代
替燃料の利用もできます。そのことから、各
自治体では、バイオディーゼル燃料としてB
D Fを考え、それぞれ研究もしているところ
でもあります。

新聞の切抜きを見ますと、大変各地でバ
イオの研究が行われております。

特に農水省は106億円を来年度の予算に組
み込んでいるということで、モデル地区につ
きましては、北海道はもちろんですけれども、
先ほど市長が言いましたように、十勝地方に
そういうモデル地区があるそうです。環境省
も40億円で大都市でのバイオエタノールシ
ステムの確立をめざしており、また、経済産
業省でも80億円を超す予算を組んでいる。欧
州ではバイオ燃料がもう当たり前になってい
るというような、そんなことが新聞にそれぞ
れ書き込まれているところでもあります。

そこで、美唄市は農地に休耕地や、ごみのリサイクル資源にも重視しております。休耕地は品目横断に該当しない、生産者に、例えば油が取れる、採取できる作物の指導なども1つの方法だと思いますし、ごみのリサイクル運動としても、石油で製品化したものをもとに戻して、燃料にすることも考えられますから、採算面を考えると難しいかもしれませんが、しかし、環境の面を考えると、十分に研究できるものだと思いますが、市長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、農業支援センターの役割についてお尋ねをいたします。

ただいまご答弁をいただきましたが、美唄市は基幹産業として農業を抱えておりますし、自立した農業基盤を今後支援することは、各農家がそれぞれ自分の得意分野を生かし、農業経営にまい進し、所得の向上に努める努力をしなければならないと思っております。

人間の基本の営みを他人に任せることなく、日常の哲学は暮らしの中に、静かに息づくものではないでしょうか。

生命と生存のための食を、他人に任せることなく、そのことが農業生産者の努めであると思うんです。

また、忘れてはならないのは、自給率の問題であります。

日本は、先ほども言いましたように、40%台からなかなか抜け出せないという状況にあるわけであります。

日本列島は北から南、それぞれ農業の生産地域でありますし、また自給率は先ほども申し上げましたように、東北以北が大変多いんです。

ちなみにワーストは東京で1%、大阪で2%、神奈川が3%、人口の多いところが生産できないのは、これはわかります。しかし、この数字でもわかるように、北海道は食料の基地として十分に取り組んでいけると思います。

また、米どころ美唄は、食糧備蓄基地としても適していますし、農政部の設置はタイミングがいいと私は思います。

今後は、食の駅づくりを具体的に施策の中心に据え付けながら、そこに参加する生産者と、消費者と、地方自治体が一体となって、進めることが食の地方分権につながり、食の駅、国道一直線に有効な方法ではないかと思っています。

美唄市の支援センターは、農業経営を促すため、市の専門職や農協の指導員、また農業改良普及センターの職員の派遣を募って、農業生産者に指導して美唄の不動な基幹産業を支えていくことだと思います。

そのためには、研究会や講演会また講習会、その他普及指導活動など、きめ細かく指導し、作物などの肥培管理、肥料の効率的な指導、育成のために努めていくことが必要だと思います。

そこで、支援センターの考え方を申し上げましたが、市長は農業支援センターの今後の将来的な考えについて、考えがあれば伺いをいたしたいと思います。

次に、美唄市の観光についてでございますが、宮島沼や温泉施設、また農業施設を利用した体験観光、将来的美唄の観光の、この3つを含めた中で、総合的に考えると美唄市内には自然を通して観光に適したいろいろな見

所はたくさんあると思います。

特に、美唄市は農業が基幹産業であり、農業を生かした観光が考えられると思います。

農業は生産物を収穫することはもちろんですけれども、農業は1つの資源としてみることでないでしょうか。

わが郷土、わが村、わが土、わが山、わが川と、こう考えると、観光の面から資源としてみるものが、十分に考えられます。

ふるさとの山や川に恵まれた、農村の美しい景観は、農家の汗と努力に支えられ、日本の食文化と強くつながっております。

日本人が米を食べなくなったら、水田は存在しない。誰しもわかっていると思います。

ところが、ふるさとのよさを改めて考えるときに、生まれ育った土地の山や川、田畑であり、こうした景観は単なる風景ではなく、財産だと思います。

農村の景観は、日本人が歴史的につくり上げました。また、文化遺産としても言えます。このようなふるさとの文化遺産を大切にしながら、観光として考えるべきではないでしょうか。

特に、宮島沼はラムサール条約の登録をされた地域でもありますし、一面農業景観でもあります。春と秋にはマガンやいろいろな鳥達も飛来することでもありますし、その他にも美唄のいろんな施設があるわけでありまして。

私、先日報道番組で、ある小さな村の番組を見ることができました。

これは、奈良県の小さな村、十津川村の観光ということで見たわけでありまして、この村は林業の村で、人口が4,500人ほど、高齢化率が38%。観光などとは考えられない状況

だったそうです。

ところが、この村も財政難の村で、この村を救うため、村長みずから東京にある旅行会社に相談をしたそうです。

この村は世界遺産である熊野古道があるそうでありまして。それをいかしたツアーを組み、都会の人を惹きつける作戦を組んだようであります。

このパックは村の山道を歩く、体験観光で、世界遺産の熊野古道を歩くツアーで、体験型の2泊3日の予定で、ただいまだ歩くばかりのツアーだということでありまして。

内容を見ましますと、宿泊はお寺で、食事は昼に村のお母さんが昔風の手づくり弁当、中身は高菜の葉で包んだおにぎりだとか、あるいは焼きおにぎり、おかずには鮎の塩焼きや、手づくりの漬物などが、愛情こもった優しい昼食だったと。これが好評を得ているようであります。

また、夕食には昔料理で、いなか料理をつくったそうです。夕方にはかけ流しの温泉に入り、楽しく過ごせる工夫をしたと言われております。手づくりツアーオンリーワンをめざしたと言われております。

このツアーは、実際に参加した人が、大変好評で、次回も計画してほしいとそんな話があり、旅行会社の職員は今後年に5、6回のツアーを組みたい、こんな話もしておりました。

そういったことで、こういう小さな村でも、こういう取り組みをしているわけですから、美唄はもっと条件がいいと思うんです。

美唄市も市内を見渡したところ、先ほども言いましたように、いろんな施設もあります。

また受け入れ体制も、これは厳しいと思うんですけれども、住民にしっかりとそのことをお話しすることによって、受け入れ体制ができるのではないかなと、こんなふうに思います。

この近辺では、江別で稲刈りツアーや月形で田植えツアー、あるいは他市町村も体験ツアーを企画して取り組んでおります。

今後、美唄市としても十分に考えることが必要だと思いますが、市長は観光についてどうお考えなのかお聞きをいたしまして、質問を終わります。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 矢部議員の質問にお答えします。

初めに、市独自の農業政策についてですが、各農協の水田農業ビジョンをもとに、高品質米の生産や振興作物であるアスパラや軟白長ネギなどの作付の誘導を駆使し、地域農業の振興を図ってまいりたいと、このように考えているところでございます。

次に、農産物の直売所は、生産者と市内外の消費者のとの交流が図れるよう、生産者の顔が見える、安全で安心な農産物の販売、農家所得の向上、地産地消の推進等を基本に検討しているところでございます。

このためには、農協女性部、既存の直売グループ等に働きかけていくこととしております。

また、農産物の品質等につきましては、美唄産で安全・安心を基本に、規格品にこだわらない、多様な品質を取り揃えることが必要と考えております。

また、直売所の運営方法についてでありま

すが、生産者による運営主体のほか、農協等も含めた多様な形態が考えられますので、今後関係者との話し合いを通じ、検討してまいりたいと考えております。

次に、大規模長期備蓄基地構想についてですが、パンフレットは本市の特性をアピールした内容のものを、美唄市大規模冷温食糧備蓄基地構想推進協議会と共同で作成し、すでに関係各所に対し配布活用をしております。

これまでも、関係省庁に対し、誘致活動を続けておりますが、本市の利便性や雪をエネルギーとしたクリーンな食料安定供給基地の形成を前面に出して、今後とも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、農地・水・環境保全向上対策についてですが、活動組織に参加する戸数につきましては、現在対象となる用水の水系単位で組織づくりについて話し合いが行われているところでありまして、戸数については現在把握しておりません。

次に、6月末時点での各モデル地区の実施は、活動計画に対して、概ね計画のとおりと聞いております。

また、今後実際の活動組織の取り組み状況などを検証し、検証結果により調整し本格実施に向けて反映されることとなっております。

次に、農業機械用の代替エネルギーとしてのバイオマス資源の活用についてですが、バイオマス資源は環境対策や、原油以外の燃料として今後需要が拡大していくものと考えております。

このことから、今後先進地域や関係機関の情報収集に努めてまいりたいと考えておりま

す。

次に、農業支援センターの役割についてですが、今後、畑作生産技術の定着により、農業所得の向上を進めるほか、特に農業を担う人材の育成に取り組み、本市農業の振興を図る組織としてまいりたいと考えております。

最後に、将来的な観光についてですが、私も十津川村の取り組みの放映を見まして、手づくりツアーのすばらしさに感銘をしたところでございます。

これからの観光は、自然環境だけでなく、地域の歴史や産業、食べ物などあらゆるものが観光の素材になるものと考えております。

これらの素材を旅行者にとって以下に魅力的にしていくかが課題になっていると思います。

幸い本市は、札幌、旭川の大都市にも近く、アイディア次第で多くの観光客を呼び込める可能性がありますので、多くの方々の参加を得ながら、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

●議長長岡正勝君 12 番矢部正義議員。

●12 番矢部正義議員 1 点だけ再度質問をさせていただきます。

農作物直売所の考え方ですが、この直売所、売る側だけではなく、消費者、買う側から見た農作物直売所で、魅力のあるものでなければならないと私は思います。

まずは新鮮な農産物がすぐ手に入る。またみずみずしい完熟の農産物を買えるとか、採りたて、もぎたての本当の美味しさを消費者、リピーターに間違いなく届ける、そんな気持ちを持ってやらなければならないと思います。

直売所の考え方はいろいろありますけれども、売る喜びを知る農業生産者になることではないでしょうか。

いままでは、農産物をつくることに専念し、販売は人任せ、農協や業者に出荷する、依存型が多かったわけであります。つくる人から売る楽しみの人になってもらうことではないかと思うんです。

そこで、生産者はグループづくりをし、人の意見を聞くリーダーが必要になります。

グループができればお互いに労力、時間、生産物の持ち寄り、助け合い、共同で直売所の運営に当たることであると思います。

1 人ひとりが生産物をつくるには、限りがあります。多くの人が集まれば、生産物の種類も量も豊富になります。

グループが軌道に乗れば、商品の品数も必要になり、生産物の拡大にもつながります。活気ある直売所になるためには、独自産業が成り立ってくると思うんです。

農業をつくることは 1 次産業であります。そして、加工や製造をすることは 2 次産業、販売流通が 3 次産業と言われておりますので、農産物には付加価値がついて生じた収益が農業者の所得にもなり、雇用が生まれ、やがて独自産業として成り立っていくものだと思います。

また、直売所の生産物の品質と量については、市民農園の考え方もあるのではないかと思います。

市民農園の生産物はこれまで原則として、自家消費のみとされておりましたけれども、販売が認められるようになったと聞いております。

ことしの3月より、農林振興局長の通達で、趣味的な目的で生産し、自家用を越えるものは直売所で販売してよいということになったそうであります。

近隣の自治体、市町村は早くから市民農園的な形を、市民の要望により手がけてきております。

この市民農園の考え方には、栽培履歴書やポジティブリスト制度のことも考えられますけれども、まず自家用としてつくるわけですから、そういったその劇薬的なものは使わないと思うんです。

今後、農地の有効利用や、遊休地の対策にも大きな役割が考えられると思いますけれども、美唄市として、市民農園を積極的に取り組むことが、農業振興にもつながると思いますが、市長はこの市民農園についてどう考えているのかお聞かせをいただき、質問を終わります。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 矢部議員の質問にお答えします。

市民農園についてであります。他市町村において、都市住民のレクリエーションとしての自家野菜や花の栽培、高齢者の生きがいづくり等を目的として開設されております。

市民農園での余剰農産物を活用することにつきましては、今後検討してまいりたいと考えております。

●議長長岡正勝君 本日の会議時間について、協議を行うため、暫時休憩いたします。

午後3時09分 休憩

午後3時40分 開議

●議長長岡正勝君 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合により予めこれを延長いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

一般質問を続けます。

9番長谷川吉春議員。

●9番長谷川吉春議員（登壇） 平成18年第3回定例会に当たり、大綱3点について市長並びに教育長にお尋ねいたします。

大綱質問の1点目は、農業行政について、市長にお尋ねいたします。

1つ目は、本年度の主な農産物の作況についてであります。ことしは春先からの融雪のおくれとあわせ、低温が続きました雨不足も影響しての作況が心配されているところであります。主な農産物の作況がどうなっているのかお尋ねいたします。

2つ目は、秋まき小麦の被害状況についてであります。春の融雪のおくれと低温によって、秋まき小麦が褐色雪腐病に犯され、他の作物に転作されたとのことですが、それがどんな作物に、どれだけ転作されたのかお尋ねいたします。

3つ目は、品目横断的経営安定対策についてであります。その1点目は担い手の要件などで明確になった部分についてであります。3月の第1回定例会においても担い手の

基準を満たす要件についてお聞きしておりますが、その時点ではまだ不明確の部分もあったのですが、その後農業関係者の要望も取り入れ、明確になった分もあるとのことですが、どういうところが明確になったのかお聞きいたします。

2点目は、品目横断的経営安定対策が実施されれば、基準に満たない規模の農家では、米の作付面積がふえるということも聞くこともあり、また、小麦、大豆の作付面積が拡大されるのではないかとという声も聞かれますが、こうした作物の作付面積の動向はどのようになると予測されるのかお聞きいたします。

3点目は、ことしの4月から農政部が設置され、農業行政にこれまで以上に力を入れておられたと思いますが、担い手となれない農家に対しての対策をどのように進められているのかお聞きいたします。

3つ目は、担い手育成の対策についてですが、4月に農政部が設置してから担い手の育成にどのように取り組み、その取り組みによって認定農業者がどれだけふえたのかお聞きいたします。

大綱質問の2点目、生活環境について市長にお尋ねいたします。

その1つ目、ごみ処理最終処分場建設の進捗状況についてですが、ごみ処理最終処分場の建設をめぐって、昨日重大な問題に発展しております。

このことに関しての関連質問をしたいところですが、議長に通告しておりませんので、そのことにつきましては、然るべき機会に行いたいと思います。

議長に通告している範囲でお尋ねいたしま

す。

この工事は、昨年9月に契約が締結され、現場での実際の工事はことしの春から始まっているとお聞きしていますが、現在までの工事の進捗状況がどのようになっているのか。各工区ごとの進捗状況についてお尋ねいたします。

2つ目は、最終処分場使用時において、家庭ごみの分別についてであります。現在建設中の最終処分場が、供用開始になった場合、家庭ごみの分別が変わるのかどうか。

このことは、以前から検討されている南空知の生ごみの広域処理計画のことでもありますので、家庭ごみの分別がどのようになるのかお聞きいたします。

3つ目は、ごみ有料化の考え方についてですが、先日の新聞報道に、美唄市廃棄物減量等推進審議会の答申についての記事が掲載され、有料化についても言及されているようですが、その内容と有料化に対しての、市としてどのようにお考えなのか。また、市民の理解をどのように得ようとしているのかお聞きいたします。

大綱質問の3点目は、教育行政について、教育長にお尋ねいたします。

その1点目は教育基本法についてであります。

先の通常国会で継続審議とされ、近く開かれようとしている臨時国会では、最大の焦点となっていますが、国民皆が大きな関心を持っています。

教育の問題では、学力低下、教育格差、学校の荒れ、高い教育費、いま誰もが胸を痛めています。

子どもたちのためにどういう教育が求められているのか、教育基本法こそ最もたしかな道しるべだと考えます。

教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に満ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われるべきである。これは、教育基本法第1条であります。

教育の目的は、人格の完成にこそあると、教育基本法は書いております。

子どもたちの発達の可能性を最大限に保障する、1人ひとりの個性と能力を、全面的に花を開かせ、人間らしく成長させるための教育。教育基本法がめざすものは、いま国民誰もが望んでいること、そのものです。

教育基本法には、憲法の国民主権の原理が流れています。教育は1人ひとりの子どもの主権者としての人格の形成を目指して行われるべきで、未来の社会のあり方は、そのような教育によって成長した未来の世代の判断に委ねよというのが、教育基本法の考え方です。

国策に従う人間づくりをねらう改革案とはまったく正反対です。

国民が求めるのは、憲法と教育基本法を生かした教育改革です。

人格の完成という考え方は、世界人権宣言に盛り込まれ、人類共通の原理として豊かに発展しています。

子どもの権利条約、1989年、次のように述べています。

児童の人格、才能及び精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。こうした目から見て、国連子どもの権利

委員会は、日本の競争教育に対して、政府に2度にわたる警告を発しています。

競争に拍車をかける、全国一斉学力テストは、国際社会からの勧告にも、人類共通の原理にも反します。

学力世界一になったというフィンランドでは、日本の教育基本法を手本にしています。

私は、このような現行の教育基本法は素晴らしい内容を持った、世界に誇るべき内容だと思いますが、教育長のご見解をお尋ねいたします。

2点目は、愛国心の評価についてであります。

現在、小学校では、愛国心通知表を取り入れ、子どもたちの愛国心を評価するということが行われていますが、国会での議論の中で大きな問題となり、いま各地で愛国心通知表を見直す動きが広がっています。

小泉首相も国会答弁の中では、評価するのは難しいと述べています。

児童生徒の内心の自由は、当然保障されなければならない、強制できるものではないと思いますが、どのようにお考えなのかお尋ねいたします。

2点目は、高校の間口削減、統廃合についてであります。

ことしの2月に北海道教育委員会は、道議会、文教委員会に対して、新たな高校教育に関する指針、素案についての報告を行いました。

また8月には07年度適正配置計画が決定されています。

いわゆる指針、素案の中には1学年3学級以下の全日制高校とすべての定時制高校が統

廃合の対象とされ、美唄では美唄聖華高校と美唄工業高校がその対象となっています。

7月には全道19カ所で高校教育に関する指針案に対する意見を聞く会も開かれています。

この素案が発表されてから、美唄の教育関係者ばかりではなく、受験を控えている中学生や保護者も不安を抱えています。

決定された平成19年度公立高校適正配置計画が、どのようなものなのか。また、地域別検討会議ではどのような意見が出されたのか、これまでの経過と具体的な内容をお聞きいたします。

3点目は、総合学科についてであります。

6年前、美唄東高校と美唄南高等学校が統合し、その時総合選択制に移行しましたが6年経った現在どのようになっているのか、またそのメリットは何かをお聞きいたします。

現在学校関係者の中に、美唄の高校に総合学科を取り入れ、高校を統合してはどうかという意見も聞かれますが、総合学科と総合選択制との制度上の違いについてお聞きいたします。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 長谷川委員の質問にお答えします。

初めに、農業行政について、品目横断的経営安定対策について、対象者の要件についてありますが、経営規模要件では、知事からの申請に基づき、国が別途基準を設けることとなっており、本市の場合は原則10ヘクタール以上の規模とされているものが、特例基準が適応され、6.4ヘクタール以上が対象となります。

また、本市における生産条件に関する不利を補正するための交付金の10アール当たり面積単価は、春まき小麦が8,293円、秋まき小麦が2万0,876円、大豆が2万5,512円、てん菜が1万9,313円と決定しております。

次に、対象作物の今後の動向についてありますが、現在農業政策の転換期にあるため、作物面積の把握が難しいと考えられますが、農協の生産販売計画では水稻の作付面積は減り、麦、大豆の作付面積はふえると見込まれています。

次に、品目横断的経営安定対策の対象とならない農家に対しては、各農協の振興作物であるアスパラ、トマト等の野菜や、ハスカップなどの作付誘導を図るため、その方策について農協などと検討してまいりたいと考えております。

次に、担い手育成の対策についてありますが、本年4月から各農協ごとに、市も含めた関係機関・団体で構成する、「担い手育成総合支援協議会」を設立し、担い手育成・確保に対する具体的な行動計画の策定、説明会の開催、各生産者の対策参加意向の確認、個別指導などに取り組んでおります。

また本年度、市の農業経営基盤強化促進基本構想の所得水準の見直しを行ったことにより、新規認定者は24戸ふえ、8月末時点での認定農業者数は542戸となっております。

さらに、本年4月に設立した、「美唄市農業支援センター」において、担い手農家の技術の向上を支援しており、経営の安定化と担い手の育成・確保の促進に努めているところであります。

次に、生活環境について、家庭ごみの分別

についてであります、現在ごみの分別につきましては「可燃ごみ」「不燃ごみ」「粗大ごみ」「資源ごみ」に分かれており、資源ごみ以外は全量埋め立て処分しております。

「南空知地域ごみ処理広域化検討協議会」において、生ごみを含めた可燃ごみの広域処理を検討しておりますが、新たな最終処分場が稼働しましても、当面は現在と同じ分別方法となります。

次に、ごみ有料化の考え方についてありますが、美唄市廃棄物減量等推進審議会に、「家庭ごみの減量施策とその方策としての有料化について」諮問しておりましたが、9月5日、ごみの減量化の有効な方策として、家庭ごみの有料化を実施すべきであるとの答申をいただいたところでございます。

内容として、有料化の対象とするごみの種類、無料とするごみの種類、手数料の負担方法、指定袋の種類、手数料の減免などのほか、付帯意見としては生ごみ処理容器購入助成、不法投棄及び不適正排出対策などについて答申をいただきました。

今後は答申内容を踏まえ、ごみの減量化や有料化に関して市民説明会を開催し、市民のご意見とご理解をいただいた上で、具体的な内容を盛り込んだ家庭ごみ減量化・有料化実施計画の策定に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、本年度の主な農産物の作況、秋まき小麦の被害状況について、農政部長から。ごみ処理最終処分場建設の進捗状況については、市民部長からそれぞれ答弁をさせていただきます。

●議長長岡正勝君 農政部長。

●農政部長酒巻 進君 本年度の主な農産物の作況について、及び秋まき小麦の被害状況については、私からご答弁を申し上げます。

本年度の主な農産物の作況についてありますが、水稻につきましては7月以降の天気回復により、生育もおくれを取り戻し、いまのところ平年作より若干よいものと思われます。

次に、秋まき小麦は褐色雪腐病にかんばつの影響も加わり、平年作を大きく下回るものと見込んでおります。

また、春まき小麦は平年作よりよいものと思われます。

また、大豆やタマネギなどは「ほぼ平年並み」になるものと予想しております。

次に、秋まき小麦の被害状況についてありますが、当初の作付面積は、2,390ヘクタールで、このうち、廃耕して転作した面積は730ヘクタールとなっており、この内訳は大豆が590ヘクタール、春まき小麦が70ヘクタール、そば、緑肥等が70ヘクタールとなっております。

●議長長岡正勝君 市民部長。

●市民部長吉田 譲君 最終処分場建設工事の進捗状況につきましては、私の方からご答弁をさせていただきます。

8月末現在の進捗状況を工事ごとで申し上げますと、埋立地造成工事1工区は、予定72.8%に対し進捗率71.5%で、現在底部集水管工事及び遮水工事を行っており、遮水工事は90%完了しております。

次に、埋立地造成工事2工区は、予定35.08%に対し進捗率34.0%で、防災調整池工事は概ね完了し、現在集水ピット工事及び

漏水検知工事を行っております。

次に、浸出水処理施設工事は予定 20.5%に対し、進捗率 20.9%で、地下水層工事は完了し、現在腐食防水塗装を行っており、上屋は現在鉄筋工事を行っております。

次に、埋立前処理施設工事は、予定 57.5%に対し進捗率 54.5%で、前処理棟及び車庫棟 A は鉄筋工事がほぼ完了し、9 月末から破碎機、コンベア等のプラント機械を搬入し、順次取り付けを行い、取り付け後屋根工事を行うことしております。

いずれの工事も概ね予定通りの進捗状況となっております。

なお、搬入道路の舗装工事等につきましては、10 月に着工を予定しております。

●議長長岡正勝君 教育長。

●教育長村上忠雄君（登壇） 長谷川議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、現行教育基本法の認識についてですが、教育基本法は、戦後の民主的、文化的そして平和的な国家の建設をめざすに当たり、教育の目的を明示し、教育の基本を確立するために制定された法律であり、国の最高法規である憲法に則り、教育諸法の総則的な位置付けを持ち、戦後の教育にとって大きな役割を果たしてきたものと、このように認識をしております。

次に、「国を愛する心」等の評価についてですが、道徳性の評価につきましては、現行の学習指導要領では、「道徳の時間に関しては数値などによる評価を行わないものとする。」このように明記されておりますことから、児童生徒の内面に対する評価ではなく、教師の指導によって、児童生徒がどのように変容

したのかを把握することが大切であり、指導過程や指導方法を検討し以後の指導に生かすことができるよう、多面的な評価を工夫していくことが必要であると、このように考えております。

次に、高校の間口削減、統廃合についてありますが、北海道教育委員会は、高等学校進学希望者数に見合った定員を確保することを基本として、多様な個性、進路動向などに対応した学校・学科の配置や、規模の適性化を図るため、本年 8 月 1 日に「平成 19 年度公立高等学校適正配置計画」を策定したところでございます。

計画策定に当たりましては、本年 4 月に全道 19 カ所において、「平成 19 年度公立高等学校適正配置計画地域別検討協議会」が、市町村長、市町村教育委員会教育長、高校・中学校長、PTA 関係者などが参加して開催をされております。

空知南における協議会では、生徒数の減少で画一的に再編を行うことなく、通学上の課題や小規模校のよさなど、地域の実状を十分考慮すべきであるという意見などが出されました。

この計画では、収容定員の調整や、学校の再編等を行うとともに、特色ある学校づくりを進めるため、総合学科の設置、中高一貫教育の導入などを進めるものとなっております。

また、高等学校の間口削減及び再編につきましては、札幌東高等学校ほか 2 校において、3 学級の減を行い、同一市町村内に複数の高校が設置されている函館市内ほか、3 市 1 町においては、高等学校の再編を行い、また近隣の高校への通学が可能であり、今後も生徒

数の増加が見込まれない状況となっている妹背牛商業高校ほか1校において、募集を停止することとしているものでございます。

次に、総合学科についてであります。平成11年4月に、美唄東校と美唄南校の再編で新設された美唄高校につきましては、普通科、食品システム科、情報ビジネス科、生活デザイン科、それぞれの学科における専門的な教育を重視しつつ、学科の枠を超えた「総合選択制」が取り入れられ、進学や就職の進路選択に、柔軟な対応が図られてまいりました。

設置後、7年を経過しておりますが、この間普通科の間口が1間口削減されたことに伴い、教員の定数も減少する中、「総合選択制」について今後「総合学科」への転換も含めた校内検討が行われているとお聞きしております。

また、総合学科につきましては、これまで十勝圏の清水高校ほか、8校に設置され、平成19年度には釧路市において設置が予定されているところであります。

その特色といたしましては、将来の進路選択を視野に入れ、自分にあった進路をじっくりと考えながら、生徒の能力や興味、関心等に応じた科目を選択し、学ぶことの楽しさや、成就感を体験できることが重視されているものと考えております。

●議長長岡正勝君 9番長谷川吉春議員。

●9番長谷川吉春議員 この場から何点かについて、再質問させていただきたいと思います。

最初に農業行政についてであります。私はこれまで、品目横断的経営安定対策は基本的には日本の農業を荒廃させる。食料自給率

を一層低下させる。農業経営をさらに困難に陥れるものだと、こうしたことを指摘してきました。

政府は国際競争力に対抗するためと言って、現在決裂状態になっているWTO交渉は、アメリカの横暴を一層際立たせる、そうした状態があるわけですがけれども、ジュネーブで開かれていたG6閣僚会議が決裂しました。7月24日決裂したわけですがけれども、これを受けてラミーWTO事務局長は、WTO加盟国大使級会合で全分野にわたって交渉を中断することを報告して、このような根強いこう着状態に局面しては、提言できる唯一の方法は交渉停止しかない。短期間では終わらないと発言しているわけです。

その直前に開かれた、J8サミットが8月半ばまでの決着を支持して、7月28日、29日にも、G6会合を予定したにもかかわらず、こうした結果になったことは、WTO体制の矛盾と亀裂の深さを示すものであります。

交渉の最大の課題は、最も貿易の歪曲的であって、世界の農業問題の元凶になっている輸出補助金を排出することに、世界最大の農産物輸出国であるアメリカの農業補助金が、直接、間接的に輸出補助金の生活を待たざるを得ず、その廃止削減を求められたにもかかわらず、アメリカの要求を他国がのまない限り、交渉は死の渦巻きに向かう、などと脅して、野放図な市場開放を、要求を求めてきたわけです。

これは、ブラジルなどの猛迫を受けているアメリカが、輸出補助金をあくまでもしがみついて、農作輸出大国の地位を死守する思惑に基づくものであり、こういう横暴が決裂交

渉の直接の原因になっています。

WTO交渉は、これまで閣僚会議を重ねてきたわけですが、先進国と途上国の対立などで合意に至らずに、先行きが見えない状態になっています。

日本としては交渉のテーブルに早く着いて、決着をつけようとしていますけれども、現在進められている国の農政改革は、WTO交渉の決着を前提に行っています。

アメリカの横暴を許してはならないと思います。

市長はさまざまな機会を通じて、合意に反対すべきであります。

国などに対しての働きかけをどのように考えておられるのかお聞きいたします。

次に、ごみの有料化についてであります。家庭から出るごみの約40%が生ごみなどとお聞きしています。

その生ごみを最終処分場に埋め立てるのではなくて、それぞれの家庭で処理されるならば、処分場の使用期間も延長されるし、また家庭での負担も少なくなると思います。

生ごみの減量対策として、以前購入費の助成をしていた生ごみ堆肥化容器などの普及が必要だと思いますが、今後助成するというお考えがどうかお聞きいたします。

また、有料化について懸念されることの中には、不法投棄の増加の問題があります。

私の家の近くにも、車の古タイヤとかバッテリー、家電製品などが不法投棄されていることがあります。

不法投棄されたもののうち、ごみの回収車で運搬されるものについては、回収してごみボックスに収納する。そうした人たちも多い

わけですが、有料化となれば他人の不法投棄にお金をかけることがなくなり、これまで回収されていたものまでも、回収されなくなり、こうしたことでまちの美化にも影響が出てくるのではないかと、このように考えるわけです。

こうしたことに対して、どのようにしようとしているのかお聞きいたします。

次に、教育行政についてでありますけれども、最初に教育基本法の改定についてであります。

先の通常国会で、継続審議となった教育基本法の改正案は、近く開かれる臨時国会での最大の問題点となっていますが、教育基本法はすべての教育関係の法律のおおもとにある文字通りの基本法であります。

教育の憲法と呼ばれ、憲法に準ずる重みを持った法律です。

そして今回の改定案は、一部の手直しではなく、現行の基本法は廃止して、文字通りの新法に置き換える。全面改定案であります。

それにもかかわらず、政府からはなぜ改定が必要なのかについてのまともな説明もされておられません。

教育基本法改定を推進する、自民党の元文化大臣は、特別委員会の手記の中で、いじめ、校内暴力、不登校、学級崩壊、学力低下の問題、若者の職業意識の希薄化、青少年による凶悪犯罪の増加、拝金主義やルール無視の自己中心主義などを挙げ、現行の教育基本法はもはや時代に適合しなくなったと述べました。

しかし、ここに挙げられた問題の原因を教育基本法に求めることは、まったくの筋違いであります。

すべて教育基本法が悪い。こうした改定論者たちの言い分が成り立たないことは、教育基本法の全文と 11 条からなる法律そのものを読めば明らかであります。

日本教育学会の歴代会長の 4 名の方。歴代の事務局長の 7 名の方が、8 月 27 日に連名で発表した教育基本法改正継続審議に向けての見解では、次のように述べています。

政府案は、現行の全面改定案であり、民主党案は現行法を廃止し、新法として提案された。いずれの案もなぜいま改正の必要があるのか。しかも全面改正が不可欠なのか。その立法事実は不明確であり、提案理由が説得力を欠いている。新法あるいはそれに等しい全面改正ならば、廃止理由も含めて立法事実にはより丁寧な理由説明が必要である。

今後、継続審議に十分に時間をかけ、丁寧な審議がなされるなら、現行法に仮に限界や問題があろうとしても、運用によって解決される事柄は何か、改正によって事態はさらに悪化するのではないかといった問題点が明らかになるであろう。

しかし、既成の審議を見る限り、このような配慮を伺うことができない。

世論の 1 部にある教育基本法を変えなければできない、教育改革があるのかといった、素朴かつ正当な疑問に対して、明確な説明がなされているとはみられない。

このように教育学会の関係者からも、厳しい批判がなされています。

美唄市の教育を預かる教育長として、教育基本法の改定についてどのようなご見解をお持ちなのかお尋ねいたします。

2 点目は、政府の基本法の改定の動きにあ

わせて、文部科学省の役員が各所の地域フォーラムやタウンミーティングなどで政府案の説明を行っていることがあります。改定が決定されてからその内容の説明であれば、そのことは当然のことではありますが、まだ国会で審議されている段階で、そうした発言は大きな問題がありますが、教育長はどのようにお考えなのかお聞きいたします。

次に、愛国心の評価についてですが、先ほどのご答弁では、道徳の時間に関しては数値などによる評価は行わないということですが、それはそのとおりだと思います。

内心の自由は保障されなければならないものであります。

同時にそのことを、生徒児童に指導する立場にある教員に対しても、内心の自由は保障されなければならないと思いますが、どのようにお考えなのかお尋ねいたします。

次に、高校の再編、統廃合の問題ですが、平成 19 年度においては、美唄の高校は間口削減や再編の対象になっていないようでありすけれども、道教委で作成しようとしている、新たな高校教育に、関する指針では、美唄工業高校や聖華高校が対象になってくるものと考えerわけですが、特に美唄工業高校と美唄高校は、総合学科の高校として再編されるような話しも聞いております。

総合学科について学校の運営上からも厳しい一面があると聞いていますが、現状を維持することが必要ではないか。このように考えます。

教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 長谷川議員の質問にお答

えします。

初めに、WTO農業交渉についてであります。市としましては、WTO農業交渉に当たっては、日本農業の現状を踏まえ、現実的でバランスの取れた合意が得られるよう、今後とも国に対して、全国市長会を通じて要請してまいりたいと考えております。

次に、生ごみ堆肥化容器などの助成についてであります。ごみ排出量の約4割を生ごみが占めていることから、生ごみの減量化対策は重要なことと考えております。

家庭でできる生ごみの減量化については、出前ミニ講座や広報誌等でPRに務めておりますが、今後もこうした取り組みを継続的に進めるため、さまざまな減量化対策について検討してまいりたいと考えております。

次に、不法投棄防止対策についてであります。現在注意喚起の看板を設置するなど、啓発に努めておりますが、有料化に伴い不法投棄の増加が懸念されることから、今後におきましては地域住民との協力体制を強化するとともに、関係機関との連携を図りながら巡回や指導の徹底を図ってまいりたいと考えております。

●議長長岡正勝君 教育長。

●教育長村上忠雄君 長谷川議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、教育基本法の改正についてありますが、国におきましては、教育基本法改正の趣旨を、「現行の教育基本法は、制定以来半世紀以上を経過しており、この間教育をめぐる状況が大きく変化するとともに、さまざまな課題が生じており、教育の根本に遡った改革が求められている。

このため、教育基本法を改正し、新しい時代の教育理念を明確にすることで、国民の共通理解を図りつつ、国民全体による教育改革を進め、我が国の未来を切り開く教育の実現をめざすもの。」このように説明をしているものでございます。

現在国会は閉会中であり、改正につきましては継続審議になっておりますが、今後行われる国会における、教育基本法改正にかかわる審議に当たりましても、憲法を踏まえた現行法の意義を尊重しつつ、慎重に審議がなされるべきものと考えており、注意深く見守っていきたい、このように考えているところでございます。

また、文科省におきましては、これまでも地域フォーラムやタウンミーティング等を開催するなど、教育改革に関する国民の理解を得る努力を行ってきておりますが、今後におきましても、国民全体への理解浸透が図られるような取り組みがなされるものと、このように考えているところでございます。

次に、「国を愛する心」等についてありますが、現行の学習指導要領におきましても、規定されているところではあり、学校教育においては、実際に指導が行われているところでございます。

これは、教育上の目標として規定しているものであり、児童生徒の内心にまで立ち至って強制しようとする趣旨のものではないと、このように考えております。

また、指導する立場である教員につきましては、学習指導要領に明記されている、「我が国を愛する心情や態度に関する指導」を行うことは、職務上の責務であり、教員の思想・

良心の侵害になるものではないとこのように考えております。

次に、高校の間口削減等についてであります。道教委におきます新たな「高校教育に関する指針」につきましては、昨年12月に出された「高校教育推進会議」からの答申に基づき、本年2月には「素案」として示され、地域関係者の意見がまとめられ7月に「指針案」として示され、平成20年度から順次実施されることとされております。

この指針案では、小規模校及び職業学科について、そのあり方や総合学科への転換についての考え方などが示されております。

また、全道19カ所において「意見を聞く会」が開催され、南空知においても平成21年度以降、学区全体での学級数の削減を検討していかなければならないとの説明がございました。

美唄市といたしましては、市内高校のあり方にも大きく影響する内容であると認識しております。

本年5月に開催いたしました行政、経済関係者、及び教育関係者などによる構成されている、「美唄市高校問題等対策協議会」におきましても、この素案についての共通認識を持つとともに、各高校での特色ある学校づくりや生徒確保の取り組みを直接お聞きし、現段階では生徒数の減少のみを理由に、画一的な間口の削減などを行わないよう、北海道教育委員会に対して、市を挙げて働きかけていく必要があることを確認したところでございます。

また、7月には市内高校と中学校の進路指導担当者懇談会を開催し、各高校の特色ある学校づくりを、具体的に中学校の進路指導担

当者が理解し、地元高校への進路指導の参考とすることができる機会を設けたところでございます。

今後におきましても、地元高校の生徒確保に向けて、中学校と高校の連携した取り組みを行っていかねばならないと考えているところでございます。

●議長長岡正勝君 9番長谷川吉春議員。

●9番長谷川吉春議員 1点だけ、教育長にお尋ねしたいと思います。

教育行政についてでありますけれども、1つは教育基本法の改定の動きの中で、文科省の役員が、改定を肯定する発言を各所でしているわけです。

このようなことがあってはならないことだと思いますけれども、教育長のご見解を、再度お聞きしたいと思います。

次に、国を愛する心と関連して、児童生徒に対しての児童生徒の内心に立ち入って強制しないというご答弁であったわけですが、それを日常的に指導する教員に対しては、教員の内心の心のあり方を、師として、卒業式や入学式で起立しない教員に対して、名指しで起立させるとか、強制的に起立させるために教員の分の椅子を出さないなどと、そうしたことは、教員の内心の自由を侵害するものであるとこのように考えるわけです。

このことで思い起こすことがあるわけですが、昭和7年に上智大学と暁星中学校の学生生徒が、靖国神社の例大祭に参拝しなかったときに、文部省は日本人である以上、靖国神社に参拝するのは義務である。こうした公式見解を学校に送りつけたわけであり

靖国神社参拝については現在、歴史的な決着がつくのはもはや時間の問題でありますけれども、君が代を歌うときに、教員の内心の自由を侵害して、強制的に起立させるということは、戦前の強制された靖国神社参拝に共通するものがあると思うわけです。

こうした強制については再検討するお考えはおありなのかどうなのか、お尋ねいたします。

●議長長岡正勝君 教育長。

●教育長村上忠雄君 長谷川議員のご質問にお答えをいたします。

教育基本法の改正の動きについてであります。文科省では7月の会見で、文科大臣は7月の会見で「教育基本法に関する広報活動を強化するとともに、教育関係機関や団体の力を借りながら、それぞれの立場で教育基本法案に対するご意見を述べていただいて、国民の皆さんの理解浸透を図っていきたい」、このように述べているところでございます。

このことから、今後におきまして文部科学省を中心として、さまざまな形で国民の理解が得られる努力がなされるものと、このように考えているところでございます。

次に、卒業式・入学式における、教職員の起立等についてであります。職務行為の一環として式典に参加し、式典の事務運営を行うことは、教職員の思想及び良心の自由を侵害する強制行為ではなく、公教育に携わり児童生徒を指導する立場にある公務員としての、職務上の責務であると考えております。

各学校におきましては、卒・入学式の指導を行うに当たりまして、日ごろから職員会議等の場を通じて、教職員間で国旗及び国歌の

指導、あるいはその意義について意思疎通、共通理解を図るように努め、全教職員が一致協力して、卒入学式が運営されることが大切であると考えております。

●議長長岡正勝君 次に移ります。

10 番米田良克議員。

●10 番米田良克議員（登壇）2006 年第 3 回定例会に当たり、大綱 2 点について質問をいたします。

その 1 点目は、住基ネットについてであります。

まず、電子政府・電子自治体の内容についてお尋ねをいたします。

第 2 回定例会での市長答弁で、「住基ネットは電子政府・電子自治体のベースとなる。」というふうにおっしゃられましたけれども、電子政府・電子自治体とはどのような内容を考えておられるのか伺いをいたします。

そしてその内容が、現行の住基ネットとどのように結びつくのか、合わせて伺います。

次は、本年度、住基ネットの運用経費がどれくらい予算化されているのか、機器の管理費を含めてお尋ねをいたします。

また、本格可動から 4 年目になります。この現在使っている機器も年数が経てば更新の時期が来ると思います。そのための経費というのはどの程度かかるのか伺います。

そして、これらの経費について、交付税措置があるのか。あるとすればどれくらいあるのか。これもお尋ねをいたします。

3 つ目は住基カードについてであります。

第 2 回定例会で、市長はその答弁の中で、「市民の利便性の向上を図る観点から、先進地の取り組み事例を参考に、今後独自利用に

について検討する」というふうに答えられました。

私は、住基ネットは膨大な経費をかけて、ほとんどの国民にとってメリットがない。それから個人情報漏れるおそれがある。国民の情報を国が一括管理することは、国民の立場から考えてみて価値がないし、恐ろしさを感じる。これらの観点から住基ネットそのものに反対する立場でありますけれども、その立場から言えば、当然住基カードの利用拡大はすべきでないと考えております。

8月6日の北海道新聞に住基カードの普及率に関する記事がありました。そこでは、北海道で普及率が1番高いのは長沼町だということで、その理由も説明されておりましたけれども、市長のこの記事についての感想を、お伺いをいたします。

また、その独自利用ということを考えていることですが、どんな分野での利用を考えておられるのか。

もしそれをやるとすれば、初期投資にどれくらいのお金がかかるのか。新たに始めるサービスの利用者が、経費を負担する考え方なのかどうか。それらを含めてお伺いをいたします。

大綱2点目は、教育行政について、教育長にお尋ねをいたします。

1点目は、卒業式・入学式について、そしてその1つ目は君が代の強制についてであります。

きょうが投票日ですか。自民党の総裁選挙が行われてきました。

この総裁選挙では、阿部氏が完全な独走と言われております。次の総理になること間違

いなしの、その阿部氏の考え方というのは、北海道新聞によりますと、歴代首相よりも強固な国家主義に裏打ちされており、国の進路が急激に右傾化する危うさを持つとしています。

彼の公約の第1は、新しい憲法の制定。憲法改正でないです。新しい憲法の制定。次が教育の抜本改革を挙げています。

ここまで5年半続いた小泉総理は、靖国神社の参拝強行でアジア外交をぶち壊し、隣国の中国や韓国への敵対意識を持つ国民を増やし、北朝鮮の瀬戸際外交を利用して国民の危機感をあおり、日米軍事同盟の評価を押し進めてきました。

次の阿部氏は小泉総理以上のタカ派で、小泉総理はよい後継者を育てたと内心はほくほくだと思います。

彼の教育改革は、教師の評価制度の導入。直属の教育改革推進会議をつくるなどで、教育に市場原理を導入することも考えているようです。

この5年間で、日本は大きく右傾化したのに、次の総理はさらに右傾化させようとしています。国家主義の政治が進められたら、学校はどうなるでしょうか。子どもたち1人ひとりが大切にされ、個性尊重や民主的なものの考え方などが、学校の中で守られるでしょうか。

現在の状況から考えても、子どもたちが大切にされたり、個性尊重や民主的なものの考え方を育てる学校ではなくなると思います。

国家権力の意向に従う人間を育てる、それが学校の役割として重視され、国家権力の意向を金科玉条にする校長が学校を支配し、自

分の考え方を持つ教師は、学校から追放される。追放されたくなければ、校長に黙って従う教師にならない。

そんな学校になることを私はおそれます。

美唄市教育委員会がその本来の使命を果たしてもらう観点から、以下質問をいたします。

3月の卒業式、4月の入学式において、教育委員会の指示を受けて校長がとった「君が代」強制の具体的な言動は、明らかに憲法、教育基本法に違反しています。

このことについて、教育委員会が校長へ支持・指導した具体的な内容や経過を伺います。教職員だけでなく、児童生徒への強制を含めて、このことについての教育委員会の見解や、反省されている部分があれば反省も伺いたい。

私は、学習指導要領を理由に君が代を強制するのは、憲法及び教育基本法の条文に明らかに違反していると考え、これまでもそのことを申し上げてきました。

教育委員会が卒業式・入学式の内容に口を出すのは、教育基本法10条違反です。

これらの議論を、教育委員会では行っているのか、お伺いをいたします。

子供たち1人ひとりの考え方を尊重する手立てを、校長はきちんととっているのか、これも伺いたい。

卒業式の実際の姿を、お聞きをしてみますと、みずからの判断はほとんどできない小学校に新たに入る子ども。あるいは2年生。1年生及び2年生。卒業式で言えば1年生2年生です。それから入学式で言えば新たな新1年生。あるいは2年生。これらの子たちに対して、初めから起立することを支持するという、そういう流れの中で卒業式や入学式をや

っている学校があると聞きます。

初めから着席させたままで、起立を求めないで進める学校もあるそうです。そこは対応が違うんですけども、これは初めから起立を求めるとすれば、みずからの判断力を持たない子供たちは、黙って立つに決まっています。

そういう部分で子どもたちの考え方を尊重する手立てを校長が取っているのかどうかということを、私は伺いたい。

教職員の内心の自由を尊重するということについては、どう考えるのか、改めてお伺いをいたします。

次は、教職員への注意についてであります。

卒業式・入学式後に教育長による事情徴収とも受け取られる行動。学校回りです。その後の教育委員会による処分とも考えられる注意なるものが、教職員個々人に対し出されたことについて、見解を、お伺いをいたします。

次は、教職員の勤務態様について伺います。

その1つ目は、日常的な超過勤務の状況についてです。

学校での勤務状況の把握はどうなっているかお伺いをしたいと思います。

特に、超過勤務の状況はどうでしょうか。

2年前、3年前ぐらいになりましたでしょうか。超勤訴訟を教職員組合が起こしたということで、1度質問をさせていただきましたけれども、その頃から超過勤務の状況についての調査は行われているというふうに思いますが、それらでどんなふうに把握されているのかということです。

そして、特に中学校で行われている部活動の指導は、超過勤務によって行われるのが大

部分と理解していますが、そのことについてどうでしょうか。

それから小学校では、部活動というふうには言わずに、少年団活動という形をとっています。例えば何々小学校野球少年団。こういうふうに別な組織をつくるわけです。ですから、その指導に教師が当たるとしても、学校教育ではないという考え方になります。

だから、超過勤務だというふうに、そこでは言えないんです。だから、この少年団活動の場合には、指導されるご本人も周りも、ボランティアとしてやっていただいているということの理解だと思いますけれども、そういう考え方でいいのかどうかということです。

それから次は夏休み中の教職員研修についてです。

夏休み中の教職員研修については、教育委員会としてどんな指導をし、実態としてどうなっているのか、このことを、お伺いをいたします。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 米田議員の質問にお答えします。

初めに、住基ネットについて、電子政府・電子自治体についてであります。電子政府・電子自治体は、政府・自治体間を専用回線によるネットワークで結び、行政運営の簡素化や効率化をめざすものであり、国民の日常生活やビジネス関連等におきましては、自宅や職場のパソコンからインターネットを介して、各種行政手続きや情報の提供など、原則 24 時間、行政サービスを受けられることにより、国民の利便性の向上を図ろうとする内容となっております。

住基ネット関連につきましては、行政機関との手続きを行う際、電子的な申請書をインターネットを通じて送信することから、本人確認が必要となる、その重要な基盤となるものが住民基本台帳ネットワークシステムであります。

これらの情報通信技術の活用は、国際社会においても今後ますます拡大が予想されることから、国内における電子政府・電子自治体の取り組みは大切なことであると考えております。

次に、本年度分の住基ネットの運用経費についてであります。住基ネットの関連機器の経費として、機器の保守管理も含め、平成 18 年度予算で約 200 万円となっております。

また、機器の更新につきましては、平成 20 年度を予定しており、経費につきましては新たな機器の導入による約 500 万円、導入作業にかかる経費が約 200 万円で、合計約 700 万円を想定しております。

これらの経費に関しましては、交付税の算入が見込まれており、平成 17 年度では約 220 万円の運用経費に対して、約 190 万円の交付税が算入されているところでございます。

次に、住基カードについてであります。現在先進地の活用事例を調査しており、その中では住民票の自動発行や公共施設の予約、図書館の検索予約サービス、病院の予約サービス、買い物などのポイントカードとしての利用の事例などがあり、最近では子育て支援関連での活用を行っている自治体もみられております。

なお、8 月 6 日の道新の記事に関する私の感想は、住基カードの普及にはまだまだ課題

があるものと考えております。

次に、これらのシステムの先進地における導入経費は、住民票の写しと印鑑登録証明書の自動交付機は1台当たり約300万円。図書館蔵書検索予約システムは、1台当たり約400万円ぐらいとなっております。

本市での活用につきましては、新たな経費も生じることから市民ニーズや利便性など、総合的な観点から、今後さらに調査検討してまいりたいと考えております。

●議長長岡正勝君 教育長。

●教育長村上忠雄君（登壇）米田議員のご質問にお答えいたします。

初めに、卒業式・入学式についてですが、これまでも学習指導要領に基づき、国旗及び国歌の意義を理解し、それらを尊重する態度を育てる観点から、各学校において卒業式・入学式が適切に実施されるよう、繰り返し指導してきたところであります。

結果として、公教育の直接の担い手である教職員の一部が起立していない状況に関して、保護者や地域の方々から、子供たちにとって節目となる大切な儀式において、より望ましい形を求める意見が寄せられ、それらの内容と管内的な状況等を総合的に判断し、今年3月の校長会等では「職務命令をもってしても」という、強い指導を行ったところでございます。

次に、国旗及び国歌の適切な実施は、公教育としての指導上の課題であり、児童生徒の内心にまで立ち至って強制をするものではないと考えております。

また、職務行為の一環として式典に参加させ、国旗の掲揚・国歌の起立斉唱など、式典

の事務運営をする義務を課すことは、教職員の思想・良心の自由を侵害する強制行為ではなく、公教育に携わり児童生徒を指導する立場にある公務員としての職務上の責務であると考えているところであります。

これらの考え方及び各学校に対する指導内容等につきましては、教育委員会議等の場を通じて、共通の認識を持ちながら臨んだところでございます。

次に、教職員の日常的な勤務実態についてであります。教職員の時間外勤務・業務の縮減は、教職員の健康及び福祉の増進のためにきわめて重要であることから、平成17年3月31日付、北海道教育長企画総務部長通達が発せられました。

この通知により、時間外勤務、業務の把握に努めるとともに、合わせて出された指針に基づき、実効ある具体的な取り組みを行い、時間外勤務等の縮減が一層図られるよう各学校に周知しているところでございます。

また、各学校では、月1回定時退勤日を設定したり、校務の効率化を図るための意識啓発に努めたり、特定の教職員に業務が集中しないようにするための、業処理体制の改善を行うなど、それぞれ時間外勤務等の縮減に向けた取り組みを積極的に推進しているところでございます。

特に、中学校における部活動につきましては、教員の自主性、創造性が尊重される分野であり、生徒や指導教員の健康管理等に十分配慮するとともに、その負担軽減に努めていかなければならないものと考えております。

今後におきましても、職業生活と家庭生活の調和を図り、豊かでゆとりある生活が実現

できるよう、より一層取り組みが推進する環境づくりに努めてまいりたいと、このように考えております。

次に、夏季休業中の研修についてであります。教員は教育公務員特例法第 21 条において、「教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。」とされており、同法第 22 条では、地行法の職務専念義務の特例として、「教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。」とも規定されております。

なお、この教特法に基づく校外研修につきましては、校長の権限と責任に基づき、研修の目的やその内容を適正に判断した上で承認されるものであり、本市における夏季休業中においても、適切に行われるものと考えております。

注意に対する見解ということでございました。

このことにつきましては、この 3 月の校長会におきまして、私、職務命令をもってしてもということで、ふさわしい姿勢について校長に話をしたところでございます。

その結果、ふさわしい形で行わなかった教職員に対しまして、これは職務命令でございますので、職務命令に従わない教職員に対しては、地公法等の規定に従いまして、注意ということで訓戒措置を行ったところでございます。

●議長長岡正勝君 10 番米田良克議員。

●10 番米田良克議員 再質問をさせていただきます。

最初に住基ネットの問題であります。電

子政府・電子自治体について、考え方が一応いま述べられましたけれども、この後の質問とのかかわりの中でも申し上げますが、膨大な経費をかけて、果たして、国民がそのかけた経費による大きな利益を得るという、そういう中身を持つものであるかどうかというのには、極めて疑問があるということは申し上げなければならないと思います。

それから、これは過去にも申し上げましたが、情報漏えいの心配の問題もございます。

そこで、重ねてお尋ねをしたいのは、市民個々の情報保護のために、住基ネットの運用をどのように行っているか。機器の仕組みについても簡単に説明をしていただきたいというふうに思います。

また、担当職員への教育や指導は、誰が責任を負うのか。また、職員の異動がありますから、担当職員が異動した場合、新任の職員への教育、指導はどんな仕組みで行われているのか、お尋ねをしたいと思います。

次に、住基カードのことでありますが、8 月 6 日の新聞記事については、まだまだ課題が多いというご感想をいただきました。

この中に、若干紹介をいたしますと、全国の普及率は 0.72%ということです。北海道は 0.64%で美唄は 6 月にも申し上げましたが 0.44%ということで、一段と低いカードの普及率ということです。

総務省は、3 年前の初年度だけで、300 万枚と見込んだんですけれども、現在に至るも 91 万枚しか全国で出ていないんです。

これは、このカードが実際の国民生活の中でほとんど役に立たないんだということを表していると思います。

この辺では余り使われませんが、例えば東京などでは、ＪＲ線に乗るのには「Suica」というカード、それから私鉄とか地下鉄は、どこの会社でもパスネットと言う 1,000 円とか 3,000 円とかのカードでもって、どこでも乗り降りできるんです。これは、便利ですからどんどん使われています。

住基カードにはそういうメリットはないんです。ですからどんなものかなと、言っただけでも、悪いけれども、物好きな方が持つという程度だというふうに思います。

国民はそのことを知っているということです。

長沼のことをさっき申し上げましたが、長沼は 33.6%の町民が持っているんです。これは、富山県の南砺市というところが 1 位で 40%ですが、全国で 2 番です、長沼は。

なぜこんなことになったかというと、温泉とか福祉施設の割引カードを出していたんですが、その割引カードを使うのを住基カードの中に入れたんです。だから住基カードを持ておけば、割引券が使えるという仕組みを考えつけたわけです。

それで、こういう数字になったんですけれども、一方、町も住基カードでなければ使えないというのは、これはまたまずいということ考えて、割引券は使えるけれども、住基ネットにはつながらないというのを、町民カードというのを別に出したんです。

そうしましたら、その町民カードの方を選んだ人が 47.9%。ほとんど 48%の人が、住民カードを選んでいるわけです。

町の思惑では、8：2 ぐらいで住基カードの方が多くなるだろうと思ったんです。とこ

ろが全然予測が外れたわけです。

さっき出ました、電子政府・電子自治体の話で言いますと、昨年外務省がパスポートの電子申請という制度を始めたんです。そして去年 1 年間で申請数が 103 件で、機器の投資から計算すると、パスポート 1 枚が 1,600 万円になるそうです。

財務省は、これはぜひ辞めてもらわなきゃならん、ということを外務省に対して言っているということです。

ですから、美唄でも 6 月にお聞きしたときに、17 年度を 1 年間で美唄市民がよそで住民票を取ったと、住基ネットで、のは 16 人だという答弁がありました。

ですから、目に見えての利用と言う部分でいうと、美唄市民が 1 年間に住基ネットを使ったのはそれだけです。

ただ、私のように、年金を受けとる際に、本人確認を自分でしなくてもいいというシステムができましたから、その分の利便は受けているわけです。そういう部分はほかにもあります。

でも、実際に自分が意図して住民票をとるといような、そういう行為でいうと、1 年間に 16 人です。

それに、先ほどの話ですと約 200 万円、機器を維持していくためにかかる。20 年になると 700 万円新たにまたかかるというお話です。

ですから、私は、これは勘定のあうシステムではないというふうに思うわけです。

初期投資は非常に大きな金額、全国的にかかっていますから、ですからこれらを考えると、市長も早めに見切りをつけて、おやめになったほうがいいのではないかとということ

考えるわけです。

現実にはいま住基ネットに参加していない自治体というのは3つあるんです。福島県の矢祭町がそうです。あの町長と会ってきた議員、たくさんいらっしゃいます。

あそこは初めから参加していません。それから東京都杉並区、これは去年の10月、選択制で接続したいということを言ったんですけども、東京都がそれを認めないんです。ですからいまも杉並は参加していない。それから東京都国立市が参加していません。

国立の市長の話を先日札幌で聞きましたけれども、何の支障ありません。というお話です。市民からも特段苦情はないということです。

ですから、私は、これは法定受託事務ではなくて、自治事務としてやっているわけですから、市が判断をして、おやめになることができるわけで、そういう選択を美唄市としても、してはいいのではないかとということで市長のお考えを、お聞きをいたします。

次に、教育行政についてですが、君が代の問題です。

本議会の一般質問の中で、教育長は儀式的行事に望む態度として、児童生徒、教職員及び保護者が心を1つにする意味からも、全員起立で臨むことが望ましいというふうに答えられたんです。

この考え方で、子供たちを指導するとすれば、内心にまで立ち至って強制するものではないという教育長の答弁は、合わないと思うんです。心を1つにしてと言いますから。

心を1つにしてと言っているのに、内心にまで立ち至って強制はしない。これはどうも

日本語としては合致しないと思うんです。

それから教職員の思想・良心の自由を侵害する強制行為でない。これも教職員が心を1つにして、立たねばならないと思うんですから、その思想・良心の自由を侵害する行為ではないとは言えないと思います。

だから、心を1つにするというのは、考え方を揃えることになるわけで、6月にも申し上げましたけれども、ここには内心の自由も思想・良心の自由も、認める考え方はないんです。

この点、改めてお尋ねをしますがいかがでしょうか。

それから、教職員が起立しないことについて、保護者や地域の方から望ましい形にしてもらいたいという意見があったという答弁がありました。それから管内状況のこともこれやはりと、ということで、これらについて6月にも私は考え方を申し上げました。

問題は、憲法、教育基本法の、基本的な考え方に立つかどうかです。

日本は法治国家ですから、まず根本法の憲法を守る。そして教育については、教育基本法の精神を守り大事にすることだと思うんです。

現在は、現在の日本の状況というのは、行政が、憲法や教育基本法を完全にないがしろにしているんです。そして、それらの改正が必要だと。古いとか合わないとか、周りの状況が悪くなったから変えなきゃならんとか、先ほど9番長谷川吉春議員の方から細かく指摘がありましたけれども、声高に主張するわけですから、国民の皆さんもいつの間にかああ憲法

は古いから変えなければならないとか、教育の悪いのは教育基本法のせいとか、なんとなく吹き込まれた感じになってくるわけです。

中央集権の国家主義教育をやりたいんですよ。平和的な国家社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値を尊び、自主的精神に充ちた国民の育成。先ほど長谷川議員も指摘されました、教育基本法の第1条です。

ところが、政府の改正案には平和とか正義とか、個人の価値とかいう言葉はないんです。これは消されているんです。平和じゃなくていいんです。それは戦争をしなきゃならんですから。正義は求めないんです。ブッシュの戦争に参加するのに正義はいらないんです。むしろ不要です。

個人の価値は、こんなものは認めないんです。兵士として使うためには、1つの駒として見なければなりませんから、個人の尊厳何ていうのは認める必要はないんです。だから教育基本法改正案にはないんです。

現行の教育基本法は、憲法を受けてつくられています。憲法には、教育に関し詳しい記述はほとんどありません。すべては教育基本法に任せているわけです。

ところが、憲法が変わらないのに、先に教育基本法を改正するというのはおかしいと思いませんか。

根本法の憲法が変わらないうちに、教育基本法だけ変える。憲法の影響を受けてと、先ほど教育長おっしゃったんですよ。憲法の影響を受けて教育基本法はでき上がっているんです。憲法が変わらないのに、なぜ教育基本法を変えなきゃならないんですか。

私は一番最初から、おかしいと思っていました。こんな理屈はないんです。筋道をまったく無視した、逆立ちした論議です。

現在の政権政党にとって、いかに教育基本法が邪魔な存在なのか。そのことが明らかにここに出てくるわけです。

ですから地方教育委員会として、法の筋道を通した発想で美唄の教育を守るべきだと私は思うんです。守っていただきたいんです。美唄の子どもたちの、基本的なものの考え方をしっかりと育てる。そのために教育委員会は機能して欲しいんです。

いまのようなやり方をしていたら、大きな犠牲を払ったあの不幸な戦争からは、何も学ばないことになります。

現在の日本の空気は、戦前によく似ているという人たちがいます。つい最近の月刊現代の中で、立花隆さんが文章を書いています、その中でも、あの中国と戦争を始める、あの時期とそっくりだと。非常におそれているということを書いています。立花さん。

最初の質問のときに述べた現在の状況を、自民党の総裁選挙含めて、身近な事柄で言えば、高齢者の税負担の増加です。

ことしの道市民税の請求来てみんなびっくりしていますよ。医療費が上がります。格差の拡大に伴う、生活保護受給者の増加、400万世帯だというふうに、つい最近の新聞で見ました。地方の疲弊。美唄もその例外ではありません。

これら、小泉構造改革が国民生活に与えた打撃の多さ、大きさ。まさに目を覆わんばかりです。

しかし、不思議なことに小泉内閣の支持率

は下がらないんです。国中を覆う空気の流れに、判断力もすっかり奪われてしまった感じですよ。

子どもたちが正しい判断力を持ち、本当に生きる力を身につける。教育行政執行方針の中で教育長は生きる力が大事だというふうにおっしゃったんです。そういう教育であるべきです。

60年間、日の丸を強制されない、君が代で起立しなくても非難されることはなかったんです。それが、式場正面に3旗を掲げなければならない。全員起立で君が代を歌うことを求める社会にいまなろうとしているんです。

もうなっているんです、実際は。

これからの日本を担う子どもたちに、みずからの判断で、君が代で起立するかしないか、決める能力を持たせない教育をしよう。判断する力を持たせてはいけないと思っているんです。

これでいいんですか。

私は、いまの美唄に生きる大人の1人として、このことを黙って見逃すのは無責任との非難を浴びる行為だと思います。

教育委員会の会議で議論されたという先ほどの答弁ですけれども、議論の経過や発言の方向が、まっすぐそっちへ向かったんでしょうか。そのことをできればお伺いをしたいと思います。

それから、注意の問題ですが、学習指導要領に基づきと、例によっていつもの答弁です。毎度お聞きしています。

教育の具体的な場面や内容について、これもいつも私は申し上げますけれども、教育の具体的な場面や内容について、学習指導

要領が細目的な規制をしているとは思えないんです。

というのは、学習指導要領というのは大綱的基準です。君が代に際して、起立するかしないか、こういうことが職務命令の対象になるわけがないんです。立つか立たないかというのは。君が代始まったら式場から出て行ったというなら、式にちゃんと参加しなさいというそういう命令があるかもしれない。そこにいるんですから。考え方が間違っていると思います。

したがって、訓戒措置などに当たるものでは、当然ないんです。注意するなんていうのは明らかに誤りです。これは。

聞くとおっしゃいますと、校長も注意を受けたそうです。これは中身知りませんから、どんな校長が注意を受けたのかわかりません。たぶん、教師が皆起立した学校の校長は、注意を受けなかったんだと思うんです、想像しますけれど。教師が起立しなかった学校の校長は注意を受けるということではなかったと思うんです。式の流れをとめても起立しない教職員の名前をどんどん呼ぶ、この行為は卒業式をぶち壊しているわけです。

学校の責任者としての校長の行為としては、極めて適切を欠きます。児童生徒の正常に教育を受ける権利を侵害したものです。誰のための卒業式なのかという、根本を見失って、ただただ文科省の指示にのみ忠実に従おうとする。憲法も教育基本法もすっかり忘れ去ってしまっています。およそ校長としては、あるまじき行為と指摘しなければなりません。

教育委員会としては、こういう校長に対しては訓戒措置をとるべきだと思います。

しかし、その原因は教育委員会がつくっているわけです。職務命令を出してもという指示を校長に対してしたわけですから。

こんなふう考えますと、教育委員会の議論というものが、どこに足場を置いたものだったか、改めて議論経過をお伺いしたい。

次に、教職員の勤務態様についてです。

日常的に非常に勤務が多重で、超勤が常態的に、毎日のように行われているというのが先ほどの答弁だと思います。

ですから、月に1回定時退勤の日を設ける。せめて月に1回ぐらいは定時で帰ろうよということです。

だから1月、毎日残って仕事をしているわけです。これは体にも悪いし、子どもにいい教育をするための準備も何もできるもんじやないです。そういう勤務実態にあるということです。

さて、その夏休み中の教職員の研修についてですけれども、教育公務員特例法が先ほど答弁の中、出てきました。

ここの中にある教職員研修の考え方では、その考え方をまったく理解していない校長が市内にはいるということを聞いています。

それは、職場を離れての研修を、容易に認めようとしないう校長がいるということです。

先ほどの答弁で、校長の権限と責任に基づき、研修内容を見て許可をするということです。言葉で言えばそのとおりだと思います。ただ、基本は、私は教育公務員特例法というのは、教師は常に研修しなさいということです。ですから、授業に支障がなければ、職場を離れて研修してよろしいというふうに言っているわけです。

そのときに、やっぱり職場長がいるわけですから、職場長の許可を受けてと、こうなるわけで、それが校長が研修の内容、場所を自分の気に合うものでなければ認めないというようなことを、教特法は想定していないと思います。

ところが、法が想定していない事態が美唄では起きている。

校長の考え方に問題があるとすれば、教育委員会に指導を求めたいというふうに思うわけですが、その辺の考え方をお伺いします。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 米田議員の質問にお答えします。

住基ネットのシステム等についてであります。すでに本市に設置してある住民基本台帳事務のためのコンピュータに、住基ネットワークシステムとの橋渡しをするために必要なコミュニケーションサーバといわれるコンピュータを設置しております。

このサーバは北海道のサーバと東京にある指定情報処理機関のサーバに接続され、全体のシステムが構築されております。

これらのシステムは安全性を確保するため、専用回線に接続されているほか、不正侵入を防ぐためのファイアウォールというコンピュータを接続し、安全対策に万全を期しております。

次に、担当職員の教育等についてですが、美唄市住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ組織規定に基づき、職員の教育及び研修を実施しておりますが、担当職員が異動により交代した場合においても、同様に教

育研修を行っております。

その内容といたしましては、個人情報保護の意義、システムの構成と操作手順、アクセス管理とセキュリティ対策などであります。

また、平素から住基ネットに関する全国的な動きや、他自治体での情報管理に関する事件・事故等の報道がされる都度、事例を示して個人情報保護の重要性やパスワードの管理等、適正な操作について、担当課長等から改めて注意を喚起するとともに、指導を徹底しているところであります。

次に、住基カードについては、現状から見て住基カードの普及にはまだまだ課題があるものと受け止めておりますが、普及を図るための多目的利用につきまして、これにかかるコストとそれに対する効果、利便性の関係について、先進地の事例などを総合的に勘案し、検討してまいりたいと考えております。

●議長長岡正勝君 教育長。

●教育長村上忠雄君 米田議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、卒業式・入学式にいてでありますけれども、学習指導要領に基づく国旗・国歌の指導は、憲法、教育基本法に基づき、人格の完成をめざす、平和的な国家及び社会の形成者としての国民を育成することを目的として行っているものであります。

憲法に定めている思想及び良心の自由を制約するものではないと、このように考えているところでございます。

卒業式・入学式の実施に関する教育委員会の議論についてであります。各教育委員はこれまでも、卒業式・入学式に出席をしており、各学校における実態についても把握をし

てまいりました。

学校教育は児童生徒と教職員、保護者、地域との信頼関係の上に成り立っているものであります。

卒業式・入学式は、児童生徒に「学校生活に有意義な変化や折り目をつけ、厳粛かつ清新な雰囲気の中で新しい生活の転換への動機付けを行い、学校・社会・国家など集団への所属感を深める」大切な儀式的行事である、という共通理解を図っているところでございます。

次に、教職員等への「注意」についてありますが、教職員は地公法第 32 条により、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務を負うことから、職務命令に対して忠実に従わなければならないものとされております。

職務命令に従わない場合は、地公法第 29 条により、職務上の義務に違反するものとしてその職員に対し、懲戒処分にすることができるといふことにされており、その権限は道費負担教職員の場合には、任命権者にある道教委にあります。

なお、作為の程度から懲戒処分に至らないと判断される場合に、職員の職務、教職員の職務遂行に注意を喚起し、改善を求めて行う訓告注意等の訓戒措置が、服務監督権者である市町村教育委員会から取られることとなります。校長及び教職員に対し、今回はその措置を行ったものでございます。

次に、教職員の勤務態様、夏休み、夏季休業中の職員の教職の研修についてでございますけれども、いわゆる教特法に基づく校外研修は、授業に支障がない限りにおいて、校長が研修の目的やその内容が、有給かつ職務専

念義務を免除するにふさわしいものであることを適正に判断した上で、その権限と責任に基づき承認するものとされているものでございます。

校長が、校外研修を承認する際には、教員から事前に研修計画書を提出させ、その研修内容を審査の上、承認することとしており、事後には研修報告書を提出させ、確認しているところでございます。

長期休業中は、職員の資質の向上や、普段実施することが難しい研修に取り組む機会でもあることから、教職員の積極的、さらに自主的な研修を推進しながらも、それにふさわしい研修の内容と対応が求められることを、引き続き指導してまいりたい、このように考えております。

●議長長岡正勝君 10 番米田良克議員。

●10 番米田良克議員 教育の問題で2つだけもう1度お願いします。

いま教育長の答弁で、憲法、教育基本法に基づき、そして、憲法に定めている思想及び良心の自由を制約するものではない。これはまったく私の考え方とはかみ合わないです。頭の上からがちっと押さえつけておいて、そして、さあお前どこへ行ってもいいぞと、歩けやしないようにと、そういつているようなものです。まったく考え方としてはかみ合わない考え方です。

やはり、憲法、教育基本法について、しっかりと読み直していただく、かみ締めなおしていただくということを、前文含めてしっかりとやっていただかなければならないというふうに私は申し上げて、強く要望します。これを。

それと、注意です。訓戒の問題。

職務上の命令に従わない教職員等に対しては、その職務命令に従わなければ処罰があるんだということです。一般的にそうだと思います。

ただ、職務命令が、では全部正しいのかどうかということです。それから職務命令たるにふさわしい中身であるのかどうか。

そういうことを、やっぱり吟味する必要があると思います。それなしで、職務命令には100%部下は従わねばならない。こういうふうに考えてしまうと、上が間違った命令を出したら、それは間違っていますよということを、部下が言わなければならないでしょう。

その誤った命令を正す必要があるわけです。そして市役所で言えば、職員の方がやる仕事、この命令に従ったら市民のためにはならないというふうに考えたときに、それでも黙って従うか。これは黙って従うのは誤りです。上司に対して、あなたの命令は違っていますよということを言わなければならない。

だから、国民の負託を受けて、子どもたちの教育に当たる教師としては、この命令に従うことが子どもたちのためになるのかどうかという判断を、当然しなければならない。憲法を守る先生をしているわけですから。

そこを考えていただきたいんです。

命令出したんだから、従わないやつは罰だと。これは一律にいくものじゃないと思うんです。

ですから、もちろん職務命令を出したら、よくよく考えていただかなければならないし、その出した命令に対して、異議申し立てがあったときに、さて、聞く耳があるかどうかと

いう、そのところは非常に大事です。

学校というところは、信頼関係が大事なわけですから、やっぱり普段から、校長と教職員の間に、信頼関係ができ上がるようであって欲しいわけです。

そのこととかかわるのが、この次に申し上げる、夏休み中の研修の問題です。

理解ある、普段から超勤に継ぐ超勤で働いてもらっているんだから、子どもたちが休みになった間ぐらいは美術館行くなり、図書館行くなり、プールへ行って体を鍛えるなり、そういうことをやって下さいと。大まかな計画だけ出して下さいと、そういう扱いでいいと思うんです。

水泳も、プールへ行くのにインストラクターが付かないものは研修とは認めない。そう校長が言うそうです。考えられますか。

インストラクターが付かないものは研修じゃないと言うんです。海行って泳ぐ何ていうのはとんでもない話でしょう。

それが現実の校長ですよ。姿。教育委員会はそのことを知っていますか。そういうことを学校の中で言っているんですよ。俺は絶対認めない。こういう態度です。

だから毎日学校へ来なさいと、8時から4時まで学校にいなさい。縛り付けておかなかったら何か悪いことでもすると思っているんじゃないですか。そういう校長と、信頼関係ができますか。

1つ例を挙げればそういうことです。

だから、きれいごとではもう言っているも済まないんです、いま、現実には。

そういう職場にいる教師は、どんな思いで毎日学校へ行っていますか。ああまたあの顔

を見なきゃならんと思うでしょう。極めて不幸です。子どもの顔を見れば元気出ると思いますが。だからなるだけ職員室は通らない、入らないとかそういう話になるでしょう。校長室へは絶対行かないとか。

だから、そういう話を私は、本当はしたくないです。それは学校の恥ずかしい姿だから。

でも、そこまで言わないと、もしかしたらおわかりにならないのではないかとということをおそれるわけです。

教特法に基づく、法で認められた研修がきちっと保障されるということを、美唄ではあってほしいわけです。

そのことをぜひ、考えてみていただきたいということです。

●議長長岡正勝君 教育長。

●教育長村上忠雄君 まず1点目の職務命令ということについてでございます。

私ども教職務含めまして、公務員の業務はすべからず法令に裏打ちされているものでございます。

私ども業務はすべて法令でございますので、やはり遵守して、法の心を読み、業務を行っていく、そのようなことでございます。

それから、教特法に基づく校外研修についてということでありまして、承認に当たりましては、当然研修の実質が備わっていることが必要でありまして、また、当該研修の必要性と妥当性、学校運営上の支障の有無とともに、自宅において行う必要性などについて市民から誤解を招くことのないよう、十分留意し判断していくことが必要であると考えております。

いずれにいたしましても、引き続き教特法

の趣旨を踏まえるとともに、関係通知・通達等の徹底を図るよう努めてまいりたいと考えております。

●議長長岡正勝君 米田議員の本件に関する発言はすでに3回に及びましたが、会議規則第56条但書の規定により、特に発言を許します。

10番米田良克議員。

●10番米田良克議員 やはり、いま私が申し上げたのは、ほんの1例です。

もっと、具体的な例を挙げれというのであれば、ずっと挙げますけれども、それはちょっとこの場では余りにもひどいというふうに思いますから、控えますけれども、ぜひ実態を見ていただく、それから何か会がありますね。なんとか会という会。その会で物事を決めて、会のメンバーを、すべてそれで拘束してしまう。個々の人の考え方で、それぞれの学校で、学校にあった運用をしていこうとしても、それは認めないというのが会の考え方のようです。なんと。そういう中から民主的な教育というのが行われるとは、到底思えないんですけれども。

ですから、そういう会はいらないんじゃないかなとも思うんですけれども、運用については教育委員会からも補助が出ているのか、ちょっとそこはつきりしませんけれども。

ですから、実態をよく教育委員会は見ていただきたい。で、法の趣旨が生きるように。私はこれでちがいが明かなければ、あとは頼るところは裁判所しかないんです。やっぱり法廷に持ち込むしかない、という問題だなというふうに思っています。

だから、それはまた忙しい話になるわけで

して、そういうことにならないで、普通は話せばわかるわけですから、話せばわかる範囲で済ませていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

●議長長岡正勝君 教育長。

●教育長村上忠雄君 学校教育は、学校と子どもたち、教職員と子どもたち、そして保護者。もちろん私どももかかわっておりますけれども、こういった4者すべてが、お互いに信頼関係を築きながら学校運営に当たっていかねばならないもの、このように考えております。

もちろん法令のこともありますけれども、そういった円滑な人間関係がきづかれるような方向にもって行っていただきたい。

また私どももそのように努めてまいりたい、このように考えております。

●議長長岡正勝君 一般質問中ですが、会議時間が連続しておりますので、ここで15分程度休憩いたします。

午後5時30分 休憩

午後5時47分 開議

●議長長岡正勝君 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

19番荘司光雄議員。

●19番荘司光雄議員(登壇) 私は大綱2点、1つは美唄市の経済的自立について、2つには地域医療について市長に、さらに教育問題について、教育長に質問いたします。

まず、大綱第1の地域経済自立の問題であります。私は滝市長時代から、私自信のラ

イフワークの1つとして、この問題の質問を続け、提言をしてきました。

昨年1月、経済産業省地域経済産業グループが、初めて発行しました、いわゆる地域経済構造分析の手引きであります。

このことについては、昨年3月定例会でその活用について質問いたしております。

そこで質問の第1は、第5期美唄市総合計画における、産業振興策について、この市民総生産、いわゆるGDP及び市民総所得について、産業分類別目標値とその根拠となる中分類で明らかにしていただきたいこと。

第2は、その目標値を実現する具体的施策、及び経済構造分析のその後の取り組みについてお答えを願います。

その3は、各産業就労者の確保及び年齢別構成の推計であります。同時に、少子高齢化の現況にあって、各産業就労者の将来シミュレーションをしてみたことがあるのかお尋ねをいたします。

大綱第2は、地域医療についてであります。このことについては、本日同僚議員も質問いたしましたが、私なりの問題意識で、以下お尋ねをいたします。

まず、第1には、第5期総合計画の4本の戦略柱の第1、福祉のまちづくりの最重要課題として位置付けておりますが、各論を見ますと、施策として地域医療の充実、市立美唄病院の健全経営、今後の課題としては、医師の確保、新しい総合病院づくり、市立美唄病院の経営健全化、達成度指標として人口10万人当たりの病床換算。

そしてこのことについては、地域医療ビジョンの中で一定の300床程度のことがありま

すが、後期計画では、病床数の記載はありません。そして市立美唄病院の医業収支比率を平成16年は79.9%であるのが、22年は100%とあります。

こんなことは夢物語のような達成指標であると思いますが、私はまず、ここで全体が確認しあうこととしては、市立美唄病院の存立確保が、この福祉のまちづくりの根幹であり、このこと無くして地域医療は崩壊の道をたどり、戦略柱「福祉のまちづくり」は瓦解をしてしまうという認識を統一しあうということだろうと思いますが、この点について率直な市長の意思を表明されたいのであります。

その2としては、現状の美唄医療機関全体に対する市民の信頼度とか安心度、あるいはあきらめ感。どのような状況になっているのか、これが柱だけに、その状況把握をする必要があると思いますが、いかがでしょうか。

質問の第3は、岩見沢、砂川の各市立病院の中核的な位置付け、そして産婦人科のサテライトなどが行われてきました。

美唄の医療機関に対して、このことが及ぼした影響度をリサーチしたことがあるのか。また、現実的にどのような判断をもっているのか、お答えを願います。

質問の4は、第1のことと関連をいたしますが、少子高齢化という現状の中で、現状をどう押えているかということをお尋ねいたします。

そしてこの問題の命運を決するであろう、市立病院の存在役割をどう押えるかということとであります。

市長の率直な、単刀直入の答えをお願いいたします。

大綱第3点としては、教育問題について教育長にお尋ねをいたします。

基本的にまず、私の考え方を述べますが、私は、国家戦略としての戦場に、教育をのせていくということには、まず反対であります。

それは、昭和の戦前、戦中のあの誤りは、そしてそのことについて、きっちりと問題意識をもって繰り返してはならないという立場であります。

市場原理の競争性の中に、教育を置くということは、初めから格差教育の容認になってしまうのであります。

教育は、市場原理とは相容れない最たるものであり、家庭・地域・国の宝である子どもたちの事について、まさに大人の責任が問われているというのが現状の認識であります。こういう立場で以下個別に質問いたします。

1つに、国づくりにおける教育の役割についてであります。

2つに、今日の教育改革は、現在の教育基本法をどの方向に変え、日本の教育をどのようにしていこうと考えているのか、どうそれを押えているのか。

3つに、教育の改革がいま声高に叫ばれていますが、その背景や問題点などについて、どのような視点で押えているのか、それぞれについて、美唄市教育委員会の事務統括の教育長からお答えをいただきたいのであります。

以上、再質問を留保しこの場での質問を終わります。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 荘司議員の質問にお答えします。

初めに、総合計画、後期計画における産業

振興策の目標値についてであります。美唄21世紀まちづくりプラン後期基本計画の策定に当たっては、人口の減少や少子高齢化に加え、国等の財政制約や経済のグローバル化の進展等により、地域経済を取り巻く環境は大きく変化していることから、地域経済の再生を緊急に取り組む課題として、新たに経済振興を重点施策に加えたところであります。

経済振興を推進するため掲げた各目標値については、指定統計や各種調査結果、関係団体資料などを基に、マクロ的に分析し、設定をしたところであります。

初めに、農業産出額ですが、各農協が計画する平成22年度の作物別生産面積を基に、市の農業経営基盤強化促進基本構想の反収及び単価等を用いて、77億円と設定したところであります。

次に、工業出荷額については、平成15年の工業統計値の約210億円を基に、これまで一企業当たりの出荷額の伸び率が約2%あり、景気回復傾向を考慮し、約1.8%の伸び率を見込んで、30億円の増、また新たな企業立地や設備投資による生産増を期待し、10億円の増、合わせて250億円といたしました。

商業年間販売額については、平成16年の商業統計の販売額約290億円を基に、今後景気回復により雇用や所得環境が改善されることが予測され、消費支出の伸び率を0.5%とし、約7億円の増、32.5%市外へ流出していた購買額を、中心市街地などの活性化を図って、流出を約30%にすることにより、約25億円の増。福祉産業の進展により、約30億円の増、環境産業の交流人口の増加が期待されることから、約20億円の増。また、商業統計調査後

に東地区ショッピングモールに移転、出店した生協などの売り上げの増、約25億円を見込み、400億円としたところであります。

本市の自立に向け、これらの目標値を達成するために、雇用と所得を持続的に維持・拡大し、地域における生活水準を維持・向上させていくことが急務なことから、地域を支える産業などの経済活動の活性化策の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、産業振興を図るうえでの施策の考え方、及び地域経済構造分析の取り組みについてであります。地域経済の再生に向けては、産業規模の拡大の余地が大きいと考えられる、域外市場産業の振興を重点的にを行い、競争力のある域外市場産業の発展を図っていくことが必要であり、また、少子高齢化社会の新しいニーズに対応した、地元に着した域内市場産業を育て、域外市場産業と域内市場産業が、よい所得循環を形成するよう、努めていく必要があると考えております。

産業振興施策を効果的に推進するためには、本市における経済構造や課題、地域資源などについての現状認識が不可欠であることから、これまでの市場に加え、新たな視点での取り組みを進めるため、本年4月に商工労働課に担当者を配置し、現在各種統計資料などの収集や経済産業省の地域経済構造分析のマニュアルの活用などについて検討しているところであります。

次に、産業就労者の確保と産業分類別人口の推計についてありますが、後期基本計画におきましては、人口減少が続く状況の中にあるものの、交流人口の増加によるまちの活性化に努めるとともに、雇用対策や定住対策な

どに積極的に取り組むこととし、3万1,000人という将来人口の枠組みを想定いたしました。

各産業就業者の構成につきましては、これまでの国勢調査の推移などを基に、第1次産業2,000人、第2次産業3,800人、第3次産業8,100人と想定し、将来人口に基づく就業人口全体の構成として、第1次産業は現状の水準を、第2次産業は微減を、第3次産業は微増を見込んだところですが、これまでの推移から見ますと、各産業ともに就業者の確保は厳しくなるものと考えております。

また、15歳から64歳までの生産年齢人口は、平成12年の国勢調査では1万9,644人でしたが、平成22年の推計では少子高齢化の進行によって、総人口の減少率を上回って減少すると予想し、約1万6,100人と見込んだところであります。

今後、各産業において就業者を確保していくためには、これまで以上の生産性の向上や職業能力の向上と合わせ、女性や高齢者の就業拡大などの対応が必要になってくると考えております。

次に、地域医療について、地域医療確保の戦略的位置付けについてであります。市内には市立病院をはじめ、美唄労災病院など、多くの医療機関があり、これまで地域医療における重要な役割を果たしてまいりました。

しかし、慢性的な医師不足に加え、臨床研修制度導入の影響により、医師の確保が困難となるなど、医療を取り巻く環境は非常に厳しい状況となっております。

こうした中であって、本市が自立に向けて市民の皆さんが安心して暮らせるまちづくり

を進めていくためには、地域医療の確保は最優先課題であると考え、現在市立病院と美唄労災病院の統合とともに、「美唄市地域医療マスタープラン」の策定を進めているところでございます。

美唄労災病院との統合に向けては、医師の確保が最重要課題と考えております。また、脊損医療については新しい病院が継承することや、運営形態については市が設置することを前提に協議を進めており、これまで美唄労災病院長や労働者健康福祉機構に対し、統合への理解と合わせ、医師の確保についての協力要請を行っているところでございます。

美唄労災病院の建物等については、新しい病院が引き続き活用することとし、労働者健康福祉機構に対し、譲渡の申し入れを行っており、譲渡に当たっては、特段の配慮をお願いしているところでございます。

また、職員については新しい病院の経営規模に見合った雇用を考えております。

いずれにいたしましても、厳しい医療環境の中ではありますが、市内にある医療資源を生かした医療体制を構築することが、私の使命と考えており、その実現に向けて最大限の努力をしてまいりたいと考えております。

次に、市民の信頼、安心度などについてですが、市が実施しておりますまちづくり市民アンケートの自由意見欄に、産婦人科の充実についての要望のほか、市立病院あるいは美唄労災病院の医師不足や、診療体制の縮小などに対する不安の声が寄せられております。

市民の皆さんが、ここ美唄に住んでよかったと思えるまちづくりを進める上で、医療は

重要な柱であり、ご提言のありました市民の医療に対する安心度、信頼度を把握することは大切なことから、その方法等について、今後検討してまいりたいと考えております。

次に、他市立病院のセンター化に伴う、美唄市への影響度についてであります。市内各病院等の経営に及ぼす影響については、現在把握しておりませんが、市立病院の産婦人科が平成 16 年 9 月にサテライトへ移行したことに伴い、入院患者の受入ができなくなったことと、外来患者数が減少したことにより、診療収益が減収となったものと考えております。

また、患者への影響といたしましては、美唄で出産ができなくなったことや、救急の場合の移動距離、さらにはセンター病院受診に伴う交通費など、経済的な負担増などの影響があるものと考えております。

次に、美唄の現状などについてですが、市内では民間医療機関が耳鼻咽喉科を開設したほか、新たに眼科開設の予定があると聞いております。

一方、市立病院美唄労災病院は、医師不足により産婦人科のサテライト化や、常勤医師の不足等により、診療機能の縮小を余儀なくされております。

このような中であって、市民の皆さんに適切な医療サービスを、今後とも継続して提供していくためには、引き続き市立病院の存続に努めるとともに、市立病院、美唄労災病院がそれぞれ持っている医療資源を生かした、新しい病院の実現が必要と考えております。

次に、市立病院の存在役割についてですが、市立病院は、昭和 18 年に開設以来、

63年の長きにわたり、美唄市民の健康保持のため、その役割を担い、美唄の歴史とともに歩んでまいりましたが、今日全国的な医師不足や医療制度等の改正など、医療を取り巻く環境の大きな変化の中で、市立病院の経営も極めて厳しい状況を迎えております。

私は市立病院が美唄の歴史の中で果たしてきた役割や、自立選択した本市にとって今後とも安心できる市民生活を確保する上で、最も重要な機関であると認識しております。

こうしたことから、地域医療の確保は市の最優先課題と位置づけておりますことから、全職員が共通の認識に立って取り組んでいかなければならないと考えており、引き続き市立病院の存続に最大限の努力をしてまいりたいと考えております。

●議長長岡正勝君 教育長。

●教育長村上忠雄君（登壇） 庄司議員のご質問にお答えいたします。

初めに、国づくりにおける教育の果たす役割についてであります。教育基本法には「われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである」という前文が既成されております。

天然資源に恵まれない我が国におきましては、人材こそ国の宝であり、教育はこの国の将来を左右する国政上の重要課題であり、学校や家庭、地域など社会全体が一丸となり、新しい時代を切り開く、心豊かでたくましい人材を守り、育てていかなければならないものと考えております。

このようなことから、教育とは未来社会の形成者たる国民を育成しようとする崇高な営みであることを認識し、その不変的な使命と、新しい時代の大きな変化の潮流を踏まえ、未来を切り開く心豊かでたくましい日本人の育成をめざし、多様な個性や特性を持った国民を育成していくことが、教育に携わるものの責務であると考えております。

次に、教育基本法についてであります。現行の教育基本法は、戦後の民主的、文化的、そして平和的な国家の建設をめざすに当たり、教育の目的を明示し、教育の基本を確立するために制定された法律であり、国の最高法規である憲法に則り、教育定法の総則的な位置付けをもっているものでございます。

そこには、長い歴史における文化や風土をつくり上げた、世界に類をみない優れた理念があり、戦後の教育にとって大きな役割を果たしてきたものと考えております。

この教育基本法は昭和22年に制定され、半世紀以上を経過しており、この間、我が国の教育をめぐる状況は科学技術の進歩、情報化、国際化、少子高齢化など大きく変化するとともに、さまざまな課題が生じており、教育の根本に遡った改革が求められております。

教育基本法の改正は、教育改革の第1歩であり、めざすべき目的や理念を明示することによって、時代の要請にこたえ、我が国の未来を切り開く教育の基本の確立が図られるものと考えております。

次に、教育改革の背景や問題点についてであります。我が国が戦後の荒廃から立ち直り、目覚ましい経済発展を遂げて、教育の量的拡大が実現される中、家庭や地域社会の教育

力の低下や、いじめ、不登校の増加、青少年の非行問題の深刻化など、教育を取り巻く課題が数多く指摘されるようになりました。

また、情報化、国際化が一段と進む中、未来を生きる子どもたちに激しい社会の変化に対応するために、必要な能力を身につけさせることも、教育の重要な課題と指摘されております。

これらを背景とし、これからの新しい時代の義務教育は、子どもたち1人ひとりにみずから学び、みずから考える力や、豊かな人間性を育むとともに、多様な個性や能力を伸張することに重点を置き、未来の国家社会の発展の礎となる人づくりに、最大限の努力を払っていかねばならないものと考えているところでございます。

本市におきましても、家庭環境の変化による不登校の増加や暴力行為などの、青少年による非行事故等の発生など、都市化や少子化の進展、青少年の社会性、規範意識や道徳心の低下が原因となる課題が表出しております。

地方分権、規制緩和の流れの中、これまでの枠組みから地方や地域が責任をもって主体性を発揮することが求められていることから、本市の教育行政の執行に当たっては、市民の期待と信頼にこたえ、学校、家庭、地域、社会が一体となり、地域に根ざした教育が推進されるよう、最大限の努力をしていかねばならないと考えているところでございます。

●議長長岡正勝君 19 番 荘司光雄議員。

●19 番 荘司光雄議員 この経済的自立の問題です。

これ、私は市民総生産という意味でのGDPの話で申し上げました。

そして答弁の、それぞれ答弁に対しての達成目標数値というのは、これはもう限りなく不可能に近い推計値だと私は思っています。

しかし、これはそのことよりも先にまず現実の、総生産というGDPをまず掴みとるということをやらなければいけないと思うんです。

GDPというのは、こういう意味です。総生産は、原材料費等中間投入分を除いた付加価値の総額です。とこういうことです。ですから原材料だとか、中間的に投資をしていたりしますね。その費用を除いてそこから付加価値が出た、出ましたね。その総額ということなんです。

そしてこの場合は、これは経済産業省からの資料ですが、そしてこの場合どういう形で作っているかといったら、経済産業省も国勢調査や、工業統計などの各種の統計結果を加工、組み合わせて計算しますと、このような統計を第2次統計とか、加工統計と言いますと。そして、このことについては内閣府の経済社会総合研究所が作成し公表いたします。これがGDPです。

ですから、経済産業省自体の、こういう国勢調査、各種の統計結果を、加工組み合わせをして計算するんです。一定の方程式はあるわけではないんです。

そして、これと同じことをやって、道内の総生産高、GDPを把握しているのは、北海道経済産業局です。

経済産業局で、そういうことを実際にやっているんです。私は経済産業省が出している、平成17年7月13日付ですけども、ホームページからですが、ホームページで皆公開し

ているんですが、ここには平成12年、北海道地域産業連関表から見た、北海道の経済構造、経済産業局も経済構造分析している。

そして、いいですか。私はここに、これは空知の統計です。空知支庁がやっているんです。そして北海道統計というのは、これは道がやっているんです。いいですか。

だから、この言われたこのマニュアルです、経済産業省が地域経済構造分析の手引きというマニュアル、この活用についてどうしていますかと私は聞いたわけです。いまそのために担当者を置きましたと、そしてそういう各市の統計等をやっていますとこうなる。

ところが、これ私産業局に話を、私は実際パソコンうてませんので、どちらかと言うと。聞きました。担当者、そういうことやりたいのなら、来てくださいと、美唄市の職員。来てくださいと。そしてこういうような手法で、GDPを出しているんですと、こういう組み合わせをしているというようなことを、お互いにディスカッションしましょうと、そして話をしあいましょうと。

何で美唄はここに閉じこもっていて、なぜ外に自分の自治体を捕まえるのに、いつまでそういうことをやっていることになるんですか。

私はずっと10年以上にわたって、いろんな手法を、こうやったら地域経済の、うちの経済の構造分析という、そういう産業構造問題、産業連関や何かをこうやればやれるんじゃないの、こうしたらどうだろうと、既存の統計でこれとこれを使ったらどうなるんだと、こういうことでしょう。

そして、現実問題として、いいですか。指

定統計を、美唄市を経由するもの、それからそのまったく直接に、国の機関がやるもの。統計がすごくあるわけでしょう。先日の統計担当者から、どれだけ指定統計あるんですかということを知ったら、指定統計一覧表と現在作成されているもの、合計55ある、これ。美唄市という自治体を経由してやっているものとか、例えばその国勢調査に始まって、事業所、企業統計、住宅土地統計と、ずらっと交流物価統計の労働力調査、全国消費者実態調査とかいろんなものが、だあっとありますよ、これ。55。

そしてこれだけ統計あるでしょう道やらなにやら。そしてこれらがつくったのが、例えば美唄市が3年おきにやっている美唄市統計書でしょう、これ。

この手法ももう変えなきゃならない。いま2006年ですから、3年おきですから、この版を発行準備しているだろうと思うんですが、そして、それだけのものを集めていったら、そういうところでいって協議したり、勉強会させてもらったらどうなるんでしょうか。

実際に、来てくださいと、そこは嬉しいですよ、経済産業局とすれば、地域の方が市役所なり何なりの職員は、自分のところの地域経済をこの手引きにしたがって、さらにそれを加工して、既存の統計を確保してつくろうとして、自分もまず土台、足元をはっきりしようという、こういう話持ちかけられたら嬉しくてしょうがないですよ。

一緒に仕事しましょうと、なるのは当たり前じゃないですか。

私は地方分権で投げたおいて何を言っているかという気持ちはあるけれども、しかしそ

うは言ったって現実的には自立をもって、方針を、はたを決めたんでしょう。いまの経済体質の中で考えたら、経済自立というのがなくして、自立なんてありえないんです。

かつてのように、中央集権で、そしてその概要を理解し、交付税だとか補助金だとか、起債だとかという、垂れ流してきて結果こうなっているわけだから。

私はその辺のことを、どう押えていくかということと、どういう行動、アクションを起こすかということ。

そして、一刻も早く、美唄の土台を推計したら、先ほど述べたような、商や小売業は、平成10年四百三十何億円ありました。だあつと流れです、前期見ていったら。そして280億円まで落ちたんでしょう。なんでこの400億円まで行きますか、22年に。この過疎化はさらに進行するんですよ。

だから、域外産業で、外で、貿易でもって稼いでくる企業を育てますと、こう言っているわけだ。

外のさわの、強烈な民間の戦いというのはどういうものかということでしょう。

その競争に打ち勝たない限り、域外で稼いでこっちに持ってくるということはできないんです、こっちに。

その技術力なり、そういうものが美唄でどういう形で、地元の技術力というのがありますか。

工業出荷額が、いま210億円だといって、250億円になっていくと、こう言っている。

実際に美唄の工業出荷額というのは、誘致されて、固有名詞出すわけではないけれども、外側から来た人たちの、本社が中央にあった

り、一応あって、そしてこの激しい、言うならば自由競争の原理が働いた中で、生き残りをかけて美唄工場の持っている能力はこれとこれがあるから、こういう能力に変えて、この生産工場にしていくと、そういうところだけが生き残って、ほとんど210億円、道の統計では184億円と出ていますが、平成15年。その80%以上は、そうやって外からの、つながっていま美唄に残っている形。いちいち固有名詞言わなくてもわかるでしょう、それは。

そういう技術しかないんじゃないですか。

ここの美唄に、うちに閉じこもったような形で、外の厳しさだとか、外の状況わからないなんていう形でもって、域外収支で、貿易収支で、自立で儲けますって、どの根拠があって言えるんでしょう。

結局域内では、どうしても消費力も弱くなっていく、何もなくなっていく。しょうがないから外で稼ぐしかないと言う。

しかし外で稼ぐと言ったって、そんな域外でもって、そのことはいまの美唄の実態からいってどうしていけますか。

もっと、だから先に美唄の足元確認を、早くしようと。これが先決ですよ。

せっかく興味ある、この経済産業省でもって、初めて、その分析の低利益を題して、そしていろいろ述べていますよね。そしてそういうことをぜひやってもらいたいと。そして補強するものは補強して、その自分のところのオリジナルなようなことをやって、そして自分らもやった結果、こうだと思えることがあって、それらをその経済産業省にも、ひとつ教えてくれと、いうことで把握が必要だと書いてあるじゃないですか。

言葉としては非常に丁寧で、大変あれだと思ってくれる、私とすれば、この分権という名のもとで、地方に投げたおして、そしてそういうような、私は真剣になって初めて考えてつくって、批判はありますよ。はっきり言って霞ヶ関に対してだって、ある程度やっぱり生きるためには活性しないとダメですよ。

そのことについて、私は第1番目の、このいま言われた平成22年という後期計画での農業産出の中の77億円も、それから商業の400億円も、工業出荷額の250億円も、福祉産業が30億円を切ると、そして言っていることも、これも全部課題ですよ。

そう言えば、これはこれに、そういうふうに目標額、数値、これまちづくりプランに入れてしまったから、それ覆すわけにいかないから、この答弁になってきたわけでしょう。そうやって書いてあるんだから。それぞれに。達成目標数値というやつ。

こういうことを、私はいま原課のところに注文つけているんじゃないですよ。原課がはじめて、その担当者がついていまやろうとしているんだから、一生懸命頑張っていると思うさ。闇夜なんかさまようごとく。

だから、このまちづくりプランも、同僚議員が言うように、絶対に実施計画という、マニフェストと同じ考え方のものはついて、財政計画はついて、そうするとこの信憑性というものに対して、議論していくことになるんです。

後期計画の、いま私ども特別委員会やるわけですから、これ各論に入っていくときにこの扱いの問題について、どうするということの議論にならざるを得ないんですよ。

特別委員会でこの会期中に1日もつ予定に、日程になっておりますけれど。

だからまずこの点を、率直に答えてください。

統計はあり余るだけあります。それを、加工、組み立て、組み合わせして、いわゆる2次加工なり何なりということで、いまやっているんですから。

そのことを、私は率直に見て、そう思います。これは、民間のはホームページ取れるんですから、誰でも、公開しているんですから。

そのところまず、率直に言ってください。それでなければ、この21世紀の後期計画というものは、どうなっていくのかということになっていくんです。

率直に答弁してもらえれば、結構です。

私は現場や原課のことをごとごとと言っていません。トップがどう押えているかということです。そのことを率直に申し上げます。

それから、地域医療です。

これ、同僚議員もきのうからきょうとやりました。そして市長も、市立病院の存立がなくして、地域医療のその労災病院の統合を含めながら、やらないきゃいけないという、その地域医療確保することができないと。道の地域医療や2次医療のところでは、いうならば診療所にあれして、計画が発表されましたでしょう。

いま美唄は物凄い、ある意味で非常事態宣言だと思うんです。

だから私は一貫して、そこには何もいろいろな考え方、乗り越えて、総力戦の展開だと、市長を先頭にしてということを今日2年間市長が、桜井市政になられてから、そのことを

ずっと言い続けてきています。予算委員会、医療の特別委員会、一般質問。

そういう意味での非常事態宣言のときに、残念ながらこれは後で、私緊急質問、先ほど議長が言われたようにしますけれども、まったく美唄の、その印象や評価を下げるような、言うならば問題が発生してしまったということは、もう本当私は慙愧に耐えない。

でもそれは別だ。まず現実だから仕方がない。まさに非常事態じゃないですか。

そういうことで、私はこの、いま第5次健全化計画が2年にわたって、これを新たな不良債務をふやしてしまって、結果として18億円、医業収益が13億円、14億円のところで不良債務18億円ですよ。

これ、いま厚生労働省のその福祉機構と話をしていますからいいですけど、この譲渡について有償、金はない。金つくれということになったときに、総務省の自治体病院担当の公営企業局やそっちの方に行かなきゃ行けないんじゃないんですか。

起債だとか、そういうものを求めない限りは財源つくられないですよ。どういう条件提示になって、いい話になっていくのかどうなっているのかわかりません。

一定条件いったら金づくりの話だから。金づくりはその人だよ。起債ひとつにしても。

その人のその担当のところに行ったら、冗談じゃないですよ、あなたの病院はもう本当に、いまそんな買い物して地域医療の段階ではないでしょう。それより自分のところがおかしいじゃないですかと。そこに起債だとか特別の財源だとか何とかといったところで、どうしますかと。むしろ廃院勧告じゃないです

かと。

あの坂出病院だって廃院勧告出んでしょう。それでああいう形でもって立ち直ったんでしょう。いままた厳しいすべての病院が、自治体病院全て厳しいですけれど。

いまそういう苦境の中で、桜井市長が美唄の自立と美唄をもっていくんだと言って、先頭に立ってあなたが頑張って、だから美唄は全体を上げて、押し上げていくよって、先ほど言われたとおり、きのうから言われた同僚議員の質問からそういうふうになっているでしょう。そしてそれは議会全員一致ですよ。

あなたには、中央に行ったり、道に行ったりなんなりして、辛い思いして。そしてもういろんな辛い思いして、涙流さんばかりの気持ちになったって、美唄来たらみんなで守ってあげるよと、そういう体制を議会がつくってあげているじゃないですか。美唄に帰る懐あるんですよって。

その気持ちを、本当に受けて、あなたが先頭に立つということではなければ地域医療なんて、市立病院の存立何ていうのは、言うは言うけれど、最高の、そうやって言葉としてうって、最大限の努力をします。私の使命ですと、おっしゃるけれども、現実はいま私が言ったような状況じゃないでしょうか。

1年間の医業収益14億円やそこらしか上がらないのに、18億円と言ったら、これ不良債務だから、一言で言ったら、夕張と同じように、一時借入金です。その1年間の運転資金が間に合いませんといって残っていくのが不良債務だから。

一時借入金、年間収入よりはるかに上回っちゃったんだよ。

これを存立しながら地域医療というものをつくるために、労災病院とも統合するんだという、至難の業に近いことをいまやっているんだ。

そういう認識について、どうですか、地域医療。私は、こんなのは一言も言いません。

だからこそ、美唄の市民も、私は信頼度とか安心度とかというものをリサーチする必要があるんじゃないかと言っているのは、美唄の市民もそうだよと言って、1つに結集して美唄の地域医療、市立病院を中心にしてつくり上げていくんだと、いうふうに市民全体の総力戦まで持っていくだけの信頼度やなんかを確立していかなきゃならない。議会も。

そういうことをトップはやらなきゃならないんだと言う意味で、信頼度のリサーチやなんかも言っているわけですよ。

これ崩れたら、福祉のまちが、井坂前市長が8年間積み上げてきたことやら、いろんなことが音立てて崩れるじゃないですか。

保健福祉医療。医療まで崩れちゃったらもうどうしようもならんです。この高齢化時代。瓦解です。

そういう認識に、お立ちかどうかということ率直に私は申し上げます。

それから、教育問題ですけども、教育長。いまいろいろご答弁、先ほど以来、ちょうど連続しちゃったんです。なぜか順番的に、ローテーションですけど、うちは。同僚議員からずっと3人目です。

意識的に何か発言順番を議長がつくったわけでございませぬ。たまたまこうなった。率直に申し上げるけれど、いろんな新しい時代といった言葉を使って、新しい時代の流れに

沿ってというようなことを言っていますけれど、その新しい時代ってどういう時代を担っているんですか。

国際化、自由化とかというけれども、要は、市場原理による競争でしょう。もう、すさまじいでしょう。

そして、日本の国になかったマネーゲームやら何やらして、ああいう事件起こす人が出てみたり、金儲けすることがなぜ悪いんだというような人が出て、そういう国柄でしたか、日本というのは。

そして特に私は申し上げたいですけど、いま昭和史を勉強するというか、そういうブームが起きているんです。昭和史。

先ほど同僚議員も言われたように、昭和の6年ぐらいの満鉄の爆破事件の、あの頃の時代に似ていると言われてはいますけれど、ちょうど日曜日に毎週BS2でもって、週間ブックベストセラーみたいなのをやるんです。それぞれ3冊ぐらい、3人のあれが出て。

たまたま先週の日曜日、私も見ましたけれど、これ見てたんですけど、週間ベストセラートップテン10冊。いいですか。その中に、昭和史に関係するものが5冊入っているんです。ベストセラー。

そしたらきのうの北海道新聞の卓上四季です。こうやって書いてあります。首相の靖国神社参拝、皇位継承問題をきっかけに昭和史を学びたいという人がふえているという。若い世代は過去を知らないと言きを聞くと。状況が変わりつつあるなら歓迎したい。いま昭和史を勉強しようというのは、静かにぐっと動いている。なぜか。余りにも日本でない国に、世界が変わっていつているからだろう。

だから、藤原先生なんかの、国家の品格が300万部も、だから新渡戸稲造の武士道がいま再評価されるんだ。

そして日本という国がもってきた、その歴史というものに、すばらしい文化があるでしょう。会話1つにしても、何1つにしても。そうでしょう。生け花であろうと、絵画であろうと、それから短歌、俳句。芸術も、まさに世界探したってないというものがあるでしょう。日本の国には。

そのことが評価されているんじゃないですか。そのことに気づき始めているんじゃないですか。

だから、各国からのいまの小泉総理は観光立国なんて。それはそうですよ。日本へ来て、日本の、そういう1週間なり10日間、滞在したりして行って、いろんなところに寄って行って、見たり何なりして、日本という印象を悪くして帰る人とかいないんですよ。外国人で。

新しい時代と言うのは、いうならば市場原理の、はっきり言うならアメリカ中心とした世界のグローバル化でしょう。

それを1つの世界の、宗教が違って、何が違い世界を1つのものの考え方でもって、制覇する何ていうのは、だから戦争ばかり起きるんだよ。こんなことは。

そういう全体を見て、そして昭和史というものをよく見て、日本の歴史の中にない15年間があるでしょう。戦前、戦中、戦後の昭和の1945年、昭和20年まで。昭和6年くらいから。

これは日本の歴史にないですよ。別のところの国の歴史ですよ、これは。

心を1つにして、さっきもいろんなことを聞いていたら、全部殺して、そして何して。形の国家掲げて、国家総動員法みたいなもので、この辺のこときっちり分権でしょう。教育長が最後こう言っているんです。一番最後に。いいですか。「分権の時代だから、主体性を確保して、地域に自立したものをつくり上げていくことに、考えなくてはならない」と言ったじゃないですか。そうでしょう。

あなたのずっと一貫した答弁聞いて、どこに主体性があるんだろう。

管理イズムの縦割りしかないじゃないですか。文科省からの。

そして、学習指導要領何ていうのは一体どこの何の法定根拠があるものかわからないですよ、私は。盛んに使われるけれど。

そして、いろんなこと言われますけれど、教育委員会のこの統括事務局というのは、これらの設置根拠は、地方教育行政の組織と運営に関する法律でしょう。

この法律の中で、その市町村教委が、教育公務員の現場その他に対する監督権なり服務の問題を管理するというのが、どの条項があるんですか。私はいま調べてこなかったけれども。答弁を聞いてつくづく思いました。

地教行法から言ったら、そういう法律ではないはずだと。

教育環境や教育状況や、地域のそういう物を整えてどうやって行って、いうならば、脇役のはずだ。地教行法から言ったら、地方教育行政の中の何条で、服務監督権があるんですか。

わかりません。あなた方もさっきはすべて公務員の仕事は法令に基づいていると言う

んですから。だからわかって言っているんじゃないですか。

私は、いま言う地方教育行政の運営に関する法律は、主役じゃないです。

教育基本法にあるように、主役は現場です。子どもたちです。それを、条件整備を整えていく脇役です。

だからこそ、政治的にも、いかなる思想信条やそういうものに対しても、教育的中立性というものを担保していくんです。その脇役です。そこに皆、監督服務権何ていうものが、根拠法律の中にある法律ではないはずだと私は思いましたよ。

明示していただけますか。

それと、昭和史の問題等について、教育長にそういうようなことに対する一定の、考え方がおありなら、この際示していただきたいんです。

少なくとも、そうなれば歴史認識に対する、それはいいです、全部過去までいかなくていいですから、昭和史 15、6 年でいいですから、その敗戦までの 20 年までの。日本にない歴史がこれあったんだから。日本という国は考えられない。

そのこのところの認識ぐらいあったら、ずっと答弁してきていることは、恐らく認識矛盾を起こすと思いますのでよろしくお願いします。それぞれ、1 項目ずつです。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 荘司議員の質問にお答えします。

最初に、地域経済についてであります、地域経済の再生をめざすためには、この美唄の経済構造、課題、地域資源などの統計分析

が非常に重要なポイントであることから、この分析に当たっては、これまでの指標に加えて、先ほど提言いただきました、経済産業局などにも早期に職員、出向きまして、アドバイスをいただくなど、国や道をはじめ、民間の研究機関などの持つノウハウを、取り入れながら進めまして、今後の産業施策に反映させていきたいと考えております。

次に、地域医療についてであります、地域医療の確保は市の最優先課題と位置付けておりますことから、全職員が共通の認識に立って取り組んでいかなければならないと考えており、今日まで要望活動等に努めてまいりましたが、今後ともでき得る限り、最大限の努力をしてまいりたいと考えております。

●議長長岡正勝君 教育長。

●教育長村上忠雄君 荘司議員の質問にお答え申し上げます。

新しい時代ということでございまして、ただいま国際化の市場原理、そのものではないかと。

これは、まさにそのとおり、私も同感でございまして、好むと好まざるとにかかわらず、国際化の中に、いま日本、巻き込まれておりますし、これは堺屋太一さんのおっしゃっておる、団塊の世代が、いま現役から去っていくわけでございます。

これが去っていきますと、次は女性の時代というのが台頭してくるのではなかろうかと思っています。

それが終わりましたら、この少子化で絶対に我が国は、労働力不足ということが出てまいります。国外の労働力に頼らなければならない時代が、間違いなく私は来ると思ってい

ます。

そのためのために、私は、教育というのは考えていかななくてはならない。いま荘司議員ご指摘にありましたように、昭和史がいまブームということでございます。ちょっと私も不勉強でござまして、昭和史そのものについては、特に本、読書しておりません。正直に申し上げます。

ただ、この昭和に入る前の大正・明治、この時代はやはり日本の文化というものの、明治の少なくとも初期までは、これは日本の文化は始まってからの人間としてのいい面も非常にあったということ。

これは、明治の初期に国が開かれたときに、海外から大変多くの外国人の方いらっしゃいました。アメリカ、イギリス、他各国いらっしゃいましたけれども、彼らが日本に来たときに、日本の文化の高さ、とりあえず字を読めるだとか、その文化の高さと道徳性の高さと、安全である、子ども社会の、非常に優れた子ども社会であるとか、こういったことも非常に高く評価しておりますし、また、つい最近までは、我が国は非常に人とのかかわりの中で、人の濃密な関連ということは、これ日本の文化の1つの、一面での象徴でもある。私はこのように考えております。

例えば、昭和17年の8月15日、林芙美子が美唄に参りました。あのときの歌が、市役所の前の歌碑に刻んでありますけれども、今宵8月15日とうとうとひびくタイコの音色は秋のとり入れ、炭鉱の山のにぎわいを人の心に沁みわたらせるなり。ということで、終わっております。

これは、まさに人の心の豊かさというもの

を、金はない、食べるものもない、ものもないけれども、人の心の豊かさ、炭鉱であり、農村であり、濃密な人のかかわりというのが、その人たちの生活を助け、生きがいとなっているものであると、こういったところが私は日本の文化のよりどころであったのかなと、そんなふうに思っております。

残念ながら、世界大戦という昭和16年からの大戦で、昭和20年8月不幸な時代はありましたけれども、やはり日本にとって非常によき時代というのは、そういった市場の、冒頭に言った、市場原理に捉われない、心の豊かさというのがまさに、日本の文化の根底にあるものであると。

それで、私また、いまの話に戻りますけれども、学習指導要領の話になりますけれども、この学習指導要領は、これは全国の一定の、国のそういう協議の根幹、一定水準の維持と、それから無償制、それと誰でも平等に教育を受けるといふ、この根幹に基づいて大綱的なものを示されております。

大綱的なものを示しているのであって、それぞれの地域においては、先ほどお言葉出しましたけれども分権なりなんなり、その地域の特性に基づいて、その学習指導要領の上に各地域の、自由な教育の積み上げがあるんだろうと。私はこの自由な教育の積み上げというものですね、これはいろいろありますけれども、1つは、私は、いまインターシップということがよく言われております。子どもたち、ニート・フリーターというのがふえておりますけれども、結局いま学校で学ぶ、勉強すると言いながらも、本人たちが一体何をよりどころにして学ぶのか。こういったところ

は、ひとつ私、しっかり持たなければ、教育というのは身についていけないものである、そのように考えております。

教育は、これは人格の形成と、それから国家社会に有意義な人間を送り出すということでございます。

逆に言いますと、立派な社会の構成員にならないものは、教育の怠慢であると、こういう具合に私は取られるのかなとそんなふうに思っておりますけれども、そういったところで私は、この空知であり美唄であり、しっかりと、そういった学ぶということの目的意識を、高校はもとより中学時代から、そういった方向をしっかりと子どもたちに芽生えさせる、それに基づいて学びをさせるということが、本当に生きる力ということの言葉に裏づけされる、みずから学ぼうとする、そういったことに結びついていくのかなと思います。

いまの子どもたち、ほとんどの子どもがパソコンだとか、ゲームだとか、テレビばかり見ているといわれますけれども、決してそうではなくて、子どもたちの多くは自分の将来、いまの勉強、自分のこれからの職業、そういったことに真剣に悩みを持っているわけでございます。

そういったことを解きほぐし、そして生きる力を育てていくためには、私は本人たちがどういった目的、将来どういったものをというものを持って、学び学校に通わなきゃならないのか、学んでいかなければならないのか。これを私はいま美唄の教育の中で、育てていかなければならないと、これは校長会、教頭会等でもその話しておりますけれども、そういったことを、それによって個々の生きる目

標が定まることによって、いろんなことが今ある問題点というのが、解決されていくのだろうと、そんなふうに考えるところでございます。

それと、ちょっとつけたしみたいになりますけれども、日本で育ってきたこの文化、私もいま生涯学習の方におきまして、鳴介先生の踊りであるとか、それからお茶であるとか、日本和楽器であるとか、そういった日本古来の文化、これを市民のボランティアによって、いろいろ教室も開いております、国から若干ながら支援をいただきながらやっておりますけれども、これまでになかった日本の文化を、また子どもたちに芽生えさせるということも、及ばずながらいまここ数年前からやっているところでございます。

いずれにいたしましてもこれまで日本が失ってきた、日本人の心、風土、文化、それはやはりこれから世界と渡り合っていく、世界と一緒にやっていかなきゃならないわけですが、そういったときに、1人ひとりの人間の中に、日本の文化というものをしっかり持たせておかなきゃならない、こんなことも考えながら、私なりに教育するものを考えているところでございます。

●議長長岡正勝君 19 番 荘司光雄議員。

●19 番 荘司光雄議員 いずれにしろ、市長の方の問題は、2 点とも、もう本当に命かかった問題です。経済問題を把握するという。構造分析して。もう命かかっているんです。

それが、地域医療の問題だ、市立病院、労災病院、もう命かかって、そしてタイムスケジュールにのるんですよ。

平成 19 年から労災病院の統廃合の問題か

ら具体的に進行するんでしょう。19 年、20 年で。もう直近の問題だ。

そして、こっちの都合だけで動けないの、皆相手があるから。だから、大変ですよ。

さっき申し上げたように、それに全力投球という形でもって、そういう認識の中でもって、全力投球し、そしてやはり情報は共有し合うということ、議会も市民も。

そしてやっぱり危機感ばかり募るわけではないけれども、実際に危機があることには間違いないんだから。

そしてやっぱり力を1つにしていくという、そういうやっぱり、たった1人しかいない、全権を持つ美唄市長という、総合調整機能を含めて、他の病院やいろんなことに対してなんて、言える立場でないんだから、本来は。市長だから美唄の代表権の地方公共団体の代表権という総合調整能力が、市長に与えられているんだから。

行政のトップとしてと、それと地域社会のトップとしての代表者としての役割と、2つあるんですよ。

その後段の部分で総合調整能力をやれるのは、市長しかいない。ぜひそういった立場でもって、取り組んでいただきたいと思います。この点は答弁要らないです。率直にお願いをしたいと思います。私は頑張ります、一緒に。

それから、教育長。そういう本当の意味で、大正時代の問題は、裏表があるんですから。大正デモクラシーから裏では退廃的に、本当にひどい状況があったんですから。あれはちょうどいまの日本みたいなものです。大正何ていうのは。

一面、大正時代も非常にいいように見える

けれど、裏では飯も食べられない、退廃的にすごかったじゃないですか。

だから、もうもくとうがなんとかかんとかと言っちゃう、なんとかとあったんじゃないですか。エログロ、ナンセンスの時代みたいな。そういう後ろにあったじゃないですか。

だから、部分だけじゃなくて、きちっとしながら、そして透かして、日本のそういう世界にない文化があるという、これをなんとかしたいと言う意味を持つならば、それに美唄の地域のオリジナリティを入れて、そして教育の中でもって、先生方に縦横無尽にやってもらおうと、そういうような形につくり上げていくということにいけないんじゃないですか。

なぜ、あなたが教育者という立場になって、子どもたちの教育が、何がどうのって、何心配しているのさ。それが教育委員会の仕事ですか。それは学校側のやる仕事じゃないですか。行政じゃないですか。

どう考えても私はわからないです。そういうような、日本という国の、急に歴史と文化ということと言われるのなら、それでいいですよ。

だけれども大正時代のなんかのそんなものちょうど裏表あったんだから。

僕は、やっぱりそういうようなことになりながら、やっぱりいつか来た道に、いまなんか似てきているなというような、認識が出てくると思いますよ。素直に。それがいま昭和史を学ぶというか、昭和史の本が売れ始めている、ずっと底流になってきているんです。

急にですよ、これ。だからそのところをきちっと私は把握してもらいたいなと。学習

指導要領でもって、先ほど同僚議員の話を聞いていたけれど、卒業式に立たせるとか、椅子をどうしろとか、そんなことない、言うとおりの大綱ですよ。大綱じゃないですか。そうでしょう。学習指導要領だって、だとしたら具体的にそういうような、職務命令だのなんだのってやったのは、美唄が主体的に判断したっていうことになるんですか。

そしたら、結局美唄市の教育委員会自体の、いうならば、それこそアイデンティティを主張したということになるわけ。

それなら激しい対立感情になっちゃって、おかしくなると思いますよ。

やっぱりつくっていくということ、いいものつくっていいこうじゃないかって、いい子どもたちもそうやってつくっていいこうという、そこにはやっぱり相手、考え方が違ったり、主張が違ったり、心情が違ったり、宗教が違っても、まず相手をお互い認め合うことから、存在認め合うことからでないと、話し合えないでしょう。一方通行では。違うでしょうか。私は、その辺のことだけ、教育長に率直に、何かにこだわっているような感じがしてしょうがないんです。

ずっといままで、教育長の全国発表会のレポートなんかも読ませてもらったり、教育長会議のそういう中でともに学習してみたり、そんなこともさせてもらったり、ずっとしてきているんです。

その中で、何でこの問題こんなに急に変わった状況が出てきたのかなと、私も少しばかり馬鹿重ねているから、お付き合いも、仕事上のお付き合いもさせていただいてきているわけだから。腑に落ちないんです。率直にいまの

ことについて、美唄のアイデンティティって自己主張するのなら、それはちょっと違っていないかなと、野蛮でないかなと。それならきっと学校現場が本当に、全体が4者であれ3者であれ、つくって行くというふうになっていくかな。いかないんだこれは。不信感がどんどん出ていかないと。そこで不信感が出たら、その不信感の中で、子どもたちよい形になりませんよ。

それと、やっぱりもし仮に教育委員会が先生方の話しするのなら、やっぱり立派な国語覚えようともっとやったほうがいいですよ。世界一難しいですよ、国語なんて、日本語なんていうのは。同じでカタカナとひらがなあって、漢字があって。文法上だって1番難しいですよ、これ。

子どもたちに、むしろそういうようなことについて、先生方と話し合ったほうがいいんじゃないですか。そしたらそうだなということでもって、共通項つくりながら、なんかの土俵がつかれるはずだと私は思います。壊すんじゃなくてつくるということの、そういう立場で私は率直に聞きたいと思います。

これ3回目ですから、あとそんなに質問しませんから、こちらの方はもう言ったんですから、あと教育長だけですから、率直に教えてください。

言っている意味わかりますか。わからないならもう1回やらなきゃならないから。いや、申し訳ないですけども、すれ違ったって、私の方には回数制限ですから、発言は。すれ違ったって1回は1回だから。それで発言の権利はなくなるから。

●議長長岡正勝君 教育長。

●教育長村上忠雄君 庄司議員のご質問にお答えいたします。

ただいまの、昭和史の関係などでございますけれども、この道はいつか来た道ということで、過ちを犯してはならない、そういったことのないように、私どもは教育行政を司っていかなければならないし、また、教育現場においては、これは生徒、先生、もちろん先生の中には一般教員、管理職の教頭、校長もいらっしゃいます、そういった教員同士のこと、そして保護者のこと、地域のこと、そして教育委員会のこと、いろんなところにそれぞれ信頼関係があつてのことでございます。

決していまお尋ねありましたように、一方通行で済まされるようなことは、あつてはいけないことだと、このように思っております。

そういったことのないように、私ども指導し、努めていかなければならないのか、美唄市にとってよりよい教育の構築に努めていかなければならない、このように考えております。

●議長長岡正勝君 次に移ります。

17 番吉田栄議員。

●17 番吉田栄議員（登壇） 私は 2006 年第 3 回定例会に当たり、先に通告してございます、農業問題について質問をさせていただきます。

農業問題について、連続で平成 16 年の第 3 回定例会から毎回やらせてもらいました。これはしつこいようですけれども、なんと言っても美唄の基幹産業だと、美唄の農業を疲弊化させてはならん。なんとしても振興させていかねばならんと、そういう立場で、その時々

ブランド米の構築という立場で質問してまいりました。

今回も、そういう立場で大きく分けて 5 点になりましょうか、質問をさせていただきます。

まず 1 つ目は、品目横断的経営安定対策の 1 つの柱でございます、農地・水・環境保全向上対策について質問をさせていただきます。

もうすぐ、来年から具体的な活動組織の組織化とあわせて、その活動が展開される、そういう状況になっているわけですが、今日的にこの広い美唄市の中で、地域要領はどんなふうになっているんだろうかと、活動組織の。そしていくつの活動組織がつけられようとしているのか。いまつけられている活動組織は、いくつあるんだろうかと。

そしてまた、国の指針にありますように、指針というよりは条件だといってもいいと思うんですけれども、農業以外のいわゆる非農業者ないしは団体、そういった方々の参画をなくして、この活動組織はないと、こういうことを言われておりますから、それらの農業外の団体がどういう形で算入しているのか、あるいは算入しようとしているのか、その辺について事情を、ご説明を願いたいと思います。

次は、活動組織の行動計画、つけられている活動組織の中身として、規約がつけられた、あるいは予算がつけられた、あるいはこういう活動をする、こういった活動計画等々について、整備されている活動組織があるとすれば、それらの内容についてご説明をいただければと、このように思います。

それから次は国の、農水省の方針として、

この平成 18 年度の中で、実践的な活動的活動組織が全国で 600 団体つくると。そして、それはモデルですから、その活動組織の牽引的な役割が、そこに求められていると思うんですけれども、この実験的活動組織が、美唄には存在するのかどうかと。存在するとすればどこにと、この辺の実状をご説明願いたいと思います。

それから次は、これは前にもお話したことあると思うんですけれども、この対策事業には、お金がかかる。同僚議員の質問に対しての答弁からしても、美唄市の持ち出しが 7,300 万円かかると。そのことはそれだけでやるんじゃなくて、2 億 9,000 万円からの資金が道、国から来て、それがこの活動組織に投入されると、こういうことになるわけでありま

す。とすると、そのお金というのは、市の金であろうと、道の金であろうと、あるいは国の金であろうとも、間違いなくこれは国民の税金であります。

だとすると、農業者が中心とされるこの活動組織に対しての助成金が出る、こういう実態になるわけですから、いやがおうにも非農業者、農業者以外の市民の皆さんに、19 年度からかくかくしかじかの目的のために、こういう活動組織が形成されると、そこには市民の皆さんも参画することが、これはもちろんそのことを歓迎するし、そしてそこにはかくかくしかじかの予算が投入されると、この辺のコンセンサスが必要ではないかと、こういうことであります。

私の知り得る範ちゅうでは、今日までこの農地・水・環境保全のために活動組織がつく

られる、そして金が使われると、こういったことを市民の皆さんに啓宣されたという、そのことは知り得ておりません。

今後どういう形でそれがなされようとしているのか、その辺について考え方をお聞かせ願いたいと思います。

それと、この項で最後になりますけれども、助成金、市負担分が 7,300 万円。この金額は どうでもいいんですけれど、そしていわゆる財務計画。毎年これ同じ金額がかかわるのかどうか、これわかりません。耕作反別が減少すればどうなるのかと、瘦地になれば金額が下がりますから、どうなるのかとそういうこともあるんでしょうけれども、いわゆる第 5 期総合計画、後期基本計画の中に、この予算がどういう形で盛り込まれるのか、この辺についての考え方があればお聞かせをいただきたいと思います。

2 つ目は、農業産出額についてであります。

先ほどの同僚議員の質疑の中でも示されました。22 年度に向けて美唄市の農業産出額が 77 億円と、こういう数字が示されました。

第 5 期総合計画の、後期基本計画の中では、平成 13 年 83 億円、14 年 79 億円、そして次の年は 82 億円、平成 16 年は 72 億円と、こういう数字になっておりますが、17 年度、去年の農業産出額が示されておられません。

これはどういうことになっているのかをご説明をいただきたいと思います。

そして平成 22 年、いわゆる後期計画の最終年次、22 年の段階で 77 億円とこういう計画のようであります。

考えてみますと、美唄市の農業全体を見ますと、なんといっても水稻がその主を成して

いる。その主を成している米価が、いまから上昇するという気配は、まったく見当たらないのではないかと。

そしてまた、この昨年の 10 月に、国が示した品目横断的経営安定対策、このことによっていわゆる農業者の手取り額、収入というのは間違いなく減少すると、そういう見通しであると言われている中で、平成 22 年に 77 億円に上昇させていくということは、大変困難な話ではないかと思いますが、その辺についての手立てがあるとすれば、お聞かせをいただきたいと思います。

次に、水稻の新品種の動向と、その展望についてお尋ねをしたいと思います。

夏ごろの新聞だったと思うんですけども、岩見沢の空知中央地区農業改良普及センター、そこが主催するいわば新品種の試食会がもたれたと。その新品種の名前は「上育 445」「上育 447」とこういう名前が示されました。

そんなにいい米が上川農業試験場で育成されたのかなと、こんなふうに思えてみておりましたが、その 2 つの品種の動向と言いますか、どんな状況になろうとしているのか、情報があればお聞かせをいただきたいと思います。

もう 1 つは、これも新品種ですけども、大変うたい文句がいいんです。「コシヒカリ級の旨さだ」と。これランクがあるんですけども、食味のランク最上級の特 A と、こういう折り紙をつけた中で、新聞に出ておりました。それは、「北海 300 号」「北海 302 号」「空育 171 号」「上育 453 号」と 4 つの品種の名前が羅列されておりました。

それで、この品種は、北海道のこれ全部農

業試験場で育成されたものさ。

一方、私もう 1 年半も前から言っている、「おぼろづき」という存在がありながら、この段階で、この 4 つの品種を前面に出したということは、これ全部北海道の農業試験場で育成された品種ですから、北海道の開発した品種だから一生懸命これ宣伝しているのかなと、こんなふうにやぶにらみで見ていたんですけど、この辺について、この先行きどうということになっていくのかという見方。その辺についての動向とその展望について、見解があればお聞かせをいただきたいと、このように思います。

次は、「おぼろづき」についていくつかのことについて質問をいたします。

これは、「おぼろづき」と言いますと、去る 9 月 14 日の晩だったでしょうか、15 日だったでしょうか、午後 6 時 25 分から 3 分間ほど放映されました、S T V で。

その内容は、もう落成したんだろうと思いますけれども、麻生太郎大臣が、街頭演説で出まして、そして北海道にこんな旨い米があると「おぼろづき」という米だという宣伝をしたんです。そのときに、どうしてこれ、北海道も農協も一生懸命売らないんだろうという話も混じりました。

そして、国と北海道ホクレンが、軋轢があって、そういう戦いみたいなことをやっているけれど、それは北海道の道民にとっていいことじゃない、そういう話を麻生太郎大臣がしていたんです。

そんなことを考えますと、だからこそ 16 年の 10 月の定例会から私毎回やっているんだけど、そうでもなかったら軋轢がなか

ったら、私も言わないで済んだんだ、これ。

そんなことですがけれども、やっぱり市長がいままでも一生懸命やってきていただいたと思いますけれども、ブランド米のブランド化に向けて、最終的には一生懸命やっていただいているものと、このように思います。

質問に入りますが、1つは、「おぼろづき」と言いますと、寒い年は作況がよくないと、こうもいわれた時期もありました。

ことし私の知る範ちゅうでは、大変な作況だと、こういうふうに関心されております。見ても来ました。しかし、市としてこの辺についてはどのように押えているのか。「おぼろづき」の作況について情報があればお聞かせをいただきたいと思います。

それから、「おぼろづき」の集荷方法、集荷方法とは何だということになるんですけども、美唄市に100ヘクタール作付したということになっていきますね、もっと多いんだそうだけれども。それは、「397」だとか「ほしのゆめ」と同じ扱いになるんだろうかと。

これは、「おぼろづき」だけの集荷をするのかなと、こんなふうに思うんですけども、その辺の手立てをどうするのか、ご存知であればお聞かせをいただきたいと思います。

同時に、販売経路についてもです。農協が集荷をした、それを全部ホクレンに持っていくのかと、普通のお米はそうでしょう。米は美唄にあっても、その籍はホクレンに売って、そしてそれをまた美唄で販売すると、こういういわば帳簿ずらの話だろうけれども、そういうことになる、という話を聞いています。

この「おぼろづき」はどういう形になるのかと、この辺についての情報があればお聞か

せをいただきたいと思います。

それからいま1つは、「おぼろづき」にかかわる、市農協の動向、これは私の知っている範ちゅうでは、ごく最近19日ですからきのうですか、テレビでもやっていました。20分間で200体の米が売り切れたと。そして買えなかった人の映像も出ておりましたけれども、それはいいんです。そのことをお聞きしようと思いません。

市農協として、それをどのような手法で販売経路に乗せるのかと、この辺の手法についてご存知であればお聞かせをいただきたいと思います。

それからあとは、「おぼろづき」のブランド化、そしてまたブランド化に向けたいままでの歩みがどうだったのか。

そして今後、ブランド化に向けたご努力を、いかようにしてやっていくかという考え方があればお聞かせをいただきたいと思います。

最後の項になります。

地産地消についてであります。

ただそれしか、ここの項目には、通告には書いてございませんでした。いままでの取り組みと方策についてという、漠然とした聞き方をしました。

もっと言いますと、私の聞きたいことは、そして言いたいことは、昨年市長も地産地消という言葉で、市長の口から出ていることを何回となく聞いております。私はですよ。

それから、広報メロディでも地産地消という表現は、幾度か見ております。しかし不満なことは、世の中に向けて、それはどういう手法でもいいさ、メロディでもいい、北海道新聞でもいい、テレビでもいい、なおい

美唄の桜井市長が先頭に立って、地産地消の施策をかくかくしかじかのように組み立てて、その実現に向けて頑張っているという、そういう物語がさ、見えてこないんです。

1つの例を挙げます。

岩見沢の渡辺市長が岩見沢の農協とそして商工会議所、関係団体と一緒に地産地消の推進協議会をつくったと、こういうテレビがありました。

ああやっぱり、地元のものを一生懸命売るために、頑張っているんだなと。誰もがわかるんです。岩見沢の市長がそうやっているということ。

そういう美唄に、地産地消ということの大切さ、そうでなくちゃならないんだという考え方を一生懸命になって、市長は言っている。メロディでも言っている。

だけれどもさ、例えば農協とあるいは商工会議所と、あるいは観光協会と、地産地消を推し進めるための団体をつくったと。そしてそのトップに桜井市長が座ったと。

聞くとおとよりますと、これは聞いた話です。岩見沢で地産地消の推進協議会をつくった、その大きな狙いは何だと聞いてみたんです。それなりの立場の人に。あれは「おぼろづき」を何としても、北海道の「おぼろづき」岩見沢に持てきたいということだと。ところで幾ら作付したんだと聞いたたら、200町歩だそうです。美唄の倍です。

そんなことないでしょう、もっと多いでしょうという話をしたんです。そしたら何か知っているか、聞いたことあるかとかう反問されました。

山かけて聞いていると言った。いやいや実

は300町とも言われているし、たぶん270町歩ぐらいではないかなと、その人は私に教えてくれました。

そして、この地産地消の大きな狙いは、この「おぼろづき」の名を岩見沢から発信しよう、という狙いがここにはあるんだよという話を聞かされました。

これは、美唄もおろおろしておれんなと、こんな感じでその話は終わったんですけども、そのように、やっぱり市長が地産地消を唱える、その顔に誰もが見えるような、そういうアクションを起こしてもらいたいものと、こんなふうに思えてならないんですけれども、市長のお考えをお尋ねして、この場からの質問を終わります。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 吉田議員の質問にお答えします。

初めに、農政問題について、農地・水・環境保全向上対策についてであります。活動組織の組織化状況につきましては、現在のところ中村・茶志内・北美唄の3地域が設立されております。

また、非農業者の参画につきましては、農業経営者の家族や地域内の非農業者による構成とし、その他団体の加入については、土地改良区、農協等が管理する方向で検討が行われております。

次に、活動組織の行動計画等、整備状況につきましては、現在国や道から地域活動指針等が示されていないことから、モデル地区等の状況を参考にしながら準備を進めているところであります。

なお、本市にはモデル地区の設定はござい

ません。

次に、この事業における国・道の取り組みにつきましては、モデル支援地区の活動を題材としたシンポジウムの開催や、モデル支援地区の活動についてホームページの登載などを行う予定となっております。

市といたしましても、広報メロディ等を通じ、広く市民への理解を図ってまいりたいと考えております。

次に、共同活動への支援費は合計で約2億9,000万円となり、市の負担は約7,300万円と試算しております。

また、この事業の地方負担につきましては、現時点では後期基本計画には参入しておりません。

今後、地方財政措置を新たに講じるよう、市長会等を通じ、国・道へ強く要望してまいりたいと考えております。

次に、農業産出額についてであります。平成13年は82億6,000万円、14年は78億9,000万円、15年は81億7,000万円、16年は71億8,000万円となっており、麦類、豆類の産出額は増額しておりますが、水稻は減少している状況です。

なお、平成17年の産出額につきましては、10月下旬に農林水産省、北海道農政事務所から公表される予定です。

次に、今後の産出額向上の施策についてであります。美唄21世紀まちづくりプランの後期基本計画では、平成22年の農業産出額目標値を77億円としております。

この目標値の実現に向けて、各農協の水田農業ビジョンを基に、水稻は高品質米の生産や需要に即した用途別生産、及び販売の強化、

小麦大豆等畑作については、土づくりや輪作体系の定着による生産の拡大、野菜等は各農協の振興作物の生産の拡大、さらにはイエス・クリーン農産物の拡大等を推進し、農業産出額の向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、「おぼろづき」の作況についてであります。他の品種と同様に収量が期待でき、いまのところ平年作よりよいものと思われます。

次に、「おぼろづき」の集荷手法についてあります。美唄市農協ではアミロース及びタンパク値などの品質基準を定め、その区分により集荷することとしております。

また、販売等につきましては、ブランド米「雪蔵工房」で直接販売するほか、市販用及び業務用の3区分で販売し、農協が直接販売する「おぼろづき」の価格につきましては、市場の動向を見極めながら設定する予定であると聞いております。

さらに、「おぼろづき」を道産米における初の高級品種商品として位置付け、美唄市農協独自のブランド米として、販路の拡大を図るほか、産地指定の拡大を図ることとしております。

この取り組みの1つとして、「おぼろづき」の新米キャンペーンを始めたほか、道東の中標津町で9月24日に開催されるイベントに参加し、PR販売を行うこととしております。

市としましては、こうしたイベントなどを通じて、農協の取り組みを支援してまいりたいと考えております。

次に、地産地消についてあります。食の安全に対する消費者の関心が高まる中で、

地産地消の考えに立って、生産者は安全で品質のよいものをつくり、消費者は食生活を通じて生産者を支えるという、食を通じて強い絆で結ばれた環境を築いていくことが大切であると考えております。

このため、昨年から食のフリーマーケットを開催し、地元農産物や農産加工品の直売を通じて市民と生産者の相互理解を深めているところであります。

また、広報メロディ 5月号から、農産物や農産加工品など、「美唄農業自慢」のコーナーを新たに設け、アスパラやメロンなどの生産者の取り組みや、販売場所などを紹介しており、10月号では「おぼろづき」を紹介することとしております。

このほか、地元飲食店を対象に、米アンケートを実施しており、この集計結果を参考としながら、各飲食店に美唄産米等の利用を呼びかけていくこととしております。

今後におきましても、美味しい美唄産米をはじめとした地場農産物を、多くの市民の方々に、理解や利用していただく機会を設け、地産地消の拡大を図ってまいりたいと考えております。

なお、地産地消につきまして、岩見沢の例もありましたが、私も道東の中標津町との交流を進め、「おぼろづき」をはじめとする美唄産も売り込むこととしておりますが、まだまだ努力が足りないようでございますので、今後とも地産地消拡大のために全力を傾けてまいりたいと考えております。

なお、水稻品種の動向とその展望につきましては、農政部長から答弁させていただきます。

●議長長岡正勝君 農政部長。

●農政部長酒巻進君 「上育 445」「上育 447」の動向とその評価について、及び「北海 300号」「北海 302号」「空育 171号」「上育 453号」の動向とその評価、並びに市における取り組みについては、私からご答弁を申し上げます。

水稻新品種の動向と、その展望についてですが、「上育 445号」につきましては、早生で多収、食味は「ほしのゆめ」並みと評価されている品種で、直播向けの品種と考えられており、今後普及される見込みであると聞いております。

また、「上育 447号」は平成 16 年に試験栽培されましたが、その後試験中止となったと聞いております。

次に、「北海 300号」「空育 171号」「上育 453号」につきましては、いずれも中アミロース系統で、本州産米並みのアミロース含有含量を目指した品種であり、また「北海 302号」は低タンパクが最大の特徴との品種であると聞いております。

これら、品種の評価につきましては、現地試験 1 年目のため、今後評価されることとなります。

また、本市におきましては、道の委託試験として、試験ほにおいて、これら 4 品種の奨励品種決定現地試験を実施しております。

●議長長岡正勝君 17 番吉田栄議員。

●17 番吉田栄議員 時間も相当経過してまいりました。

いくつか聞きたいと思ったんですが、ひんしゅくを買いますから 1 つだけに絞ります。

これは、農協が「おぼろづき」を集荷して、

そしてお答えによりますと、ブランド米として雪蔵工房、そして市販用にも、そして業務用にもと、3区分に分けるとこういうことですが、もう少し噛み砕いて、いわゆるブランド米としての品質を維持、保つことができる方策なのかどうか。アミロースが14だと、タンパクが7.5だと、そういうものに限って「おぼろづき」と、こういう名をつけると、こういうことなもののなのか、それともことし100ヘクタール、「おぼろづき」植えました。それを、全部ホクレンに売り渡してしまうものなのか、この辺の仕訳というか、その辺わかりやすく説明してください。

そうでないと、いわゆるブランド米としての品位を、品質を保つということができなくなってしまうんです。アミロースは17.5だとか、18だといったら、もはや「ほしのゆめ」と変わりなくなってしまう。そして、たんぱくも8.0を超えちゃったなんていうことになると、これが「おぼろづき」かということになっちゃうでしょう。

だからしっかりとした品質のものはどういう扱いをするのか、1段下がったものはどういう扱いをするのか、いよいよこれは「おぼろづき」の名を汚すことになるから、これはもう「おぼろづき」としては認めないとか、そういう仕訳の仕方がこの3区分の中にどういう形でやろうとしているのかと、この辺ご説明下さい。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 吉田議員の質問にお答えします。

美唄市農協における「おぼろづき」の販売方法についてであります、アミロースが

12%から16%までのもの、タンパクが7.5%以下のものは「雪蔵工房」として販売するほか、アミロースが「雪蔵工房」と同じでも、タンパクが8%未満のものは、主に市販用に向けられ、ホクレンの「八十九」として、販売され、この2つの基準以外のものが業務用ブレンド米等として販売されると聞いております。

農協では「雪蔵工房」の販売に当たっては、消費者に信頼される一定品質のものを販売するため、化学分析を実施し、均一なものを提供していく考えと伺っております。

●議長長岡正勝君 以上で一般質問を終わります。

この際、お諮りいたします。

この度の競売入札妨害事件について、荘司光雄議員から緊急質問の通告があります。

荘司光雄議員の緊急質問に同意の上、この際日程に追加し、発言を許すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、荘司光雄議員の緊急質問に同意の上、この際日程に追加し発言を許すことに決しました。

緊急質問に入る前に、議事整理のため暫時休憩いたします。

午後7時47分 休憩

午後8時11分 開議

●議長長岡正勝君 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより緊急質問に入ります。

19 番 荘司光雄議員。

●19 番 荘司光雄議員（登壇） 今回の強制捜査等の問題等について、緊急質問ということで追加日程をいただきました。

そして、皆さんの全体の同意をいただきまして、発言の許可をさせていただきました。

まずもって、このことについては議長をはじめ各位に、お礼を申し上げたいと思います。

具体的な質疑に入る前に、若干経過がありますので申し上げたいと思いますが、この緊急質問の扱い等について、あるいはこれだけの問題等について議運でどう扱うかということの議論をやりました。

結果として、やはり通常のルールに乗せた緊急質問というものを肅々とやっていくべきだという、全体合意をいただきまして、そして全体合意の中で1つ同じ趣旨のものをばらばらやるというわけにはいかないんだから、そういう意味で総意として1つやっていただくと、こういう経過があって、以下質問に入らせていただきたいと思います。

まず1つは、強制捜査の内容についてお伺いをいたしたいと思います。

具体的には捜査令状に基づく容疑者、それから罪名、そして強制捜査対象部署、そのときに対応した職員、押収された書類、これらについて明らかにできるものを明らかにしていただきたいと思います。

それと2つ目には、人事権を持つ任命権者としての認識であります。

このことについては、いうなれば当選されていま満2年を迎えようとしていると思いますが、この一般職の人事の幹部職員の配置がありました。

したがって、任命権者としてどのような認識や、そういう責任をいま考えられておられるのかということをお伺いをいたしたいと思います。

3つ目には、入札契約制度の課題であります。

特に、指名審査会のあり方等について、率直にご答弁いただきたいと思います。

なぜなら、一般競争入札、指名競争入札、あるいは随契とこうありますけれども、それぞれ指名競争入札の方が、より有利に働くんことを追及した制度であります。

それから随契の場合も、競争原理、競争入札をするよりは随契の方が、より有利で効果があるんだということで、あるわけです。

ところが、これがその基本的な原点が、逆に裏返しになって、裏目が出てしまって、その入札のあり方等の中で、あるいは指名委員会のあり方で、指名をするときの委員会等のこのところに、逆目に出た部分があると思います。

この辺について、指名審査会等のあり方を含めて、本質を追求したものが逆転してしまったと、この辺のことについてどうお考えか、率直にお伺いをいたしたいと思います。

それから4番目は、これ非常に大事なことで、行政執行です。執行責任を長は持っておりますから、その執行責任というのは、対市民、対外的なこと、いろいろなことについていまこの一般質問3日間を通じてのように、非常にいま美唄というのが、こういうそのきちっと緊迫をもってやらなければならないぐらいに、市長としては体を3つも4つも必要なぐらいの状況にあります。

この中で、この市民サービスの影響。いえば市民もこの問題で動揺したと思います。そして、いえば役所に対したり、それらに対しての不安感、不信感も出たかもしれません。

ところが、具体的に書類がどれだけ押収されたかわかりませんが、そういうものが押収されたことによって、具体的に窓口なり、何か相談が来たときに、実は書類がないとか、そういうことでもって具体的に市民に、いうならば行政としての執行責任を果たせないということになれば、市民から見ればたださえ不安なのに、仕事もできないのかと、こういうそのダブルの感覚を与えてしまったんでは、こういうことは大変なことですから、その辺の執行体制を、執行責任を果たしていく上において、問題をどうかということが1つ。それから構えです。

もう1つは、やっぱり実際に手足となって仕事をしているのは職員でありますから、職員もやっぱり青天の霹靂のように、同様、あるいは「えっ。」という感じがやっぱり胸のうちにあることは事実だと思うんです。

だから、職員が平常心なり、冷静に、そして自分の職責を市民にきちっと全うしていくと、こういうようなことで出して、市長としてどうのようなことを求めてやろうとしたか、あるいはやってきたか。

この4点を市長からお聞きをしたいと思います。そして具体的な捜査の状況がどうだとか、あるいはまだこれから出るとかでないとか、こんなことは私どもにとっては、市長にかかわらないことであって、別な段階のことですから、そのことには言及をしないということ考えて、以上4点に絞りました。

それから明後日、契約入札等の議会独自の特別委員会があります。

したがってこの特別委員会の中では当然、いままで議論してきたこと、あるいは契約締結の件で審査の特別委員会、それから議会独自に立ち上げた特別委員会、こういう形で行われるわけですが、当然このことの問題は、どうのような改善策をとられたか、それから現時点でどういうことになっていくかというようなことが、具体的に入っていくことに、各位が行われるんじゃないかと思います。

その場合、私どもが、自分らみずからが調査が必要ありとして決議をして立ち上げた、議会側都合の調査特別委員会でございますが、執行側に出席いただいて、説明を求めたり、なんなりする場合はほとんどだと思いますが、その辺についてはぜひご協力をいただきたいということを申し上げて、私の方の緊急質問を終わらせていただきたい、こういうふうに思いますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 荘司議員の質問にお答えします。

初めに、強制捜査の内容についてですが、捜査令状に基づく容疑者は藤井雄一。罪名は競売入札妨害。捜査対象部署は総務部総務課、及び契約管財課、市民部環境課、都市整備部都市整備課のほか、本人の自席であり、それぞれの管理職員が対応いたしました。

押収された書類は、一般廃棄物最終処分場整備事業の関連書類のほか、例規類集、要綱、市議会会議録など、合計234点でございます。

次に、任命権者としての認識についてであ

りますが、本職員については、技術吏員として相当のキャリアと実績を持つ職員と考え、配置しましたが、結果としてこのような容疑を起こしたことに對し、任命権者として厳肅に受け止め、深く反省をしております。

私みずからの責任については、今後の取り調べ等の状況も見ながら、明らかにしてまいりたいと考えております。

次に、指名審査会のあり方等についてであります。請負業者の指名選考につきましては、より一層厳正かつ適正に行うため、「指名基準」の運用のあり方について検討してまいりたいと考えております。

最後に、行政執行、市民サービスへの影響についてであります。この度の不祥事につきましては、職員にとってこれまで築いてきた市民との信頼関係を大きく損ねる、非常に残念で悲しい事件であります。

職員に対しては、本日9時に緊急部長会議を招集し、部長を通じ公務員倫理の徹底による不祥事の防止、市民生活を支える公務員として、信頼回復に努め、市民サービスへの影響を最小限とするよう、冷静な対応をお願いしたところであります。

私は市長としての責任を改めて自覚し、職員の先頭に立って、範を示さなければならないと考えており、職員とともに再発防止と信頼回復に努める覚悟であります。

このような事態に至ったことに對しまして、改めて市議会並びに市民の皆さまにお詫びを申し上げます。

●議長長岡正勝君 以上で、緊急質問を終わります。

●議長長岡正勝君 これをもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後8時22分 散会